

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

| | |
|----------------------------------|---|
| 論題 Title | スイスの新型コロナウイルス感染症対策—新型コロナウイルス感染症（COVID-19）第2次命令—（資料） |
| 他言語論題 Title in other language | Measures Tackling the Coronavirus (COVID-19) in Switzerland |
| 著者 / 所属 Author(s) | 樋口 修 (HIGUCHI Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局次長 |
| 雑誌名 Journal | レファレンス (The Reference) |
| 編集 Editor | 国立国会図書館 調査及び立法考査局 |
| 発行 Publisher | 国立国会図書館 |
| 通号 Number | 834 |
| 刊行日 Issue Date | 2020-07-20 |
| ページ Pages | 63-96 |
| ISSN | 0034-2912 |
| 本文の言語 Language | 日本語 (Japanese) |
| 摘要 Abstract | 新型コロナウイルス感染症対策の中核的な法令である第2次命令を訳出し、併せてその制定経緯と内容を検討することを通じて、スイスの新型コロナウイルス感染症対策の概要を紹介する。 |

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

スイスの新型コロナウイルス感染症対策

—新型コロナウイルス感染症（COVID-19）第2次命令—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
次長 樋口 修

目 次

はじめに

I 第2次命令に至る経緯

- 1 国内最初の感染例確認と第1次命令の発令
- 2 感染の拡大と第2次命令の発令

II 第2次命令の概要

- 1 一般規定（第1章）
- 2 医療保健を供給する能力の維持（第2章）
- 3 市民、組織及び機関に適用される措置（第3章）
- 4 医療保健の供給（第4章）
- 5 高リスクの者（第5章）
- 6 刑事規定（第6章）

III 制限措置の段階的解除

- 1 第1段階の緩和（2020年4月16日決定、2020年4月27日実施）
- 2 第2段階の緩和（2020年4月29日決定、2020年5月11日実施）
- 3 第3段階の緩和（2020年5月27日決定、2020年6月6日実施）

おわりに

資料：2020年3月13日の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）克服のための措置に関する
第2次命令（COVID-19第2次命令）〔2020年4月17日内容現在〕の翻訳

キーワード：スイス、新型コロナウイルス感染症、COVID-19、医療、衛生、医薬品、社会的距離、出入国管理、営業規制、緊急命令

要 旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は世界的に拡大し、2020年6月末の時点でその収束の見通しは立っていない。こうした中で、比較的良好に状況をコントロールし、2020年6月19日に非常事態を脱却したスイスの事例は、欧州主要国の中でもドイツと並び高く評価されている。本稿では、スイスの新型コロナウイルス感染症対策の中心をなす法令である「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）第2次命令（COVID-19-Verordnung 2）」の翻訳を提示し、その制定経緯と内容を検討することを通じて、スイスの新型コロナウイルス感染症対策の概要を紹介する。

はじめに

全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2020年6月末現在、一部の国で感染者数や死亡者数に顕著な減少はみられるものの、世界全体としての感染収束の見込みは依然として立っていない。当該感染症は、人の生命に直接重大な脅威をもたらすことはもとより、病院・診療所等医療保健施設の運営や医薬品・衛生用品の供給にも大きな打撃を与えている。また、当該感染症対策の1つとして行われている経済的・社会的活動の一部停止等の措置は、短期的にも中・長期的にも、国民の経済・社会生活に深刻な影響を及ぼしている。当該感染症に対する知見と経験を共有し、その収束に向けて行動することは、世界共通かつ緊急の政策的課題となっている。

本稿では、この政策的課題の参考に資するため、2020年6月初旬までの、スイスにおける新型コロナウイルス感染症対策の概要を時系列的に整理し、同対策の中心的な根拠法令である「2020年3月13日の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）克服のための措置に関する第2次命令（COVID-19 第2次命令）（Verordnung 2 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus (COVID-19) (COVID-19-Verordnung 2) vom 13. März 2020）」（以下「第2次命令」又は「令」という。）の、2020年4月17日内容現在⁽¹⁾の試訳と併せて紹介する。

米国のジョンズ・ホプキンス大学（Johns Hopkins University）では、世界の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を逐次取りまとめ、その結果を同大学のウェブサイト上で公開している⁽²⁾。

* 本稿におけるインターネットへの最終アクセス確認日は、特に断りのない限り、2020年6月7日である。

(1) 新型コロナウイルス感染症は現在進行中の事態であるため、その対策は非常に流動的であり、現時点の中心的な根拠法令である第2次命令も頻繁な改正が行われている。後述するように、スイスは2020年4月16日の連邦参事会（Bundesrat. 日本の内閣に相当する機関）の閣議で、新型コロナウイルス感染症対策として実施した経済・社会活動の制限を3段階で緩和していくことを決定し、第1段階の緩和は2020年4月27日から実施された。これに伴い第2次命令も改正されたが、第1段階の緩和実施前の2020年4月17日の時点では、従前の（すなわち、最も厳格な内容の）規制の規定が未だ廃止に至らず、第2次命令に依然として残っている一方で、緩和に備える新たな規定が追加され、第2次命令の内容は豊富なものとなっていた。このため、新型コロナウイルス感染症対策の概要を時系列的に紹介するという本稿の趣旨に最も合致するものとして、本稿では、2020年4月17日内容現在の第2次命令のテキスト Verordnung 2 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus (COVID-19) (COVID-19-Verordnung 2). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20200744/202004170000/818.101.24.pdf>> を訳出し紹介することとした。

(2) “COVID-19 Dashboard World Map.” Coronavirus Resource Center HP <<https://coronavirus.jhu.edu/map.html>>

2020年5月31日正午（日本時間）時点での同ウェブサイトへのアクセス結果によれば、スイス（人口約854.5万人〔2019年1月1日現在〕⁽³⁾）の感染者数累計は30,845人、死亡者数累計は1,919人で、総人口に対する感染者数累計の比率（A）は0.36%、感染者数累計に対する死亡者数累計の比率（B）は6.22%であった。

これを周辺の欧州主要国と比較すると、ドイツ（人口約8301.9万人〔同上〕）は、感染者数累計183,189人、死亡者数累計8,530人で、比率（A）は0.22%、比率（B）は4.66%といずれもスイスを下回る。しかし、フランス（人口約6701.3万人〔同上〕）は、感染者数累計188,752人、死亡者数累計28,774人で、比率（A）は0.28%とスイスよりも低い、比率（B）は15.24%とスイスを上回っている。イタリア（人口約6036万人〔同上〕）は、感染者数累計232,664人、死亡者数累計33,340人で、比率（A）は0.39%、比率（B）は14.33%と、いずれもスイスを上回っている。英国（人口約6664.7万人〔同上〕）は、感染者数累計274,219人、死亡者数累計38,458人で、比率（A）は0.41%、比率（B）は14.02%と、いずれもスイスを上回っている⁽⁴⁾。

こうした状況を受けて、欧州主要国の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、2020年6月末の時点で、ドイツが高い評価を受けているケースが多いが⁽⁵⁾、スイスについても、特にその経済面での対策に注目する論考が見られるようになってきている⁽⁶⁾。

なお、第2次命令の条文は、連邦参事会（Bundesrat）ホームページの「連邦法令体系集成（Systematische Sammlung des Bundesrechts）」に掲載されている2020年4月17日現在のドイツ語版テキスト⁽⁷⁾に依拠したが、一部で同日現在のフランス語版テキスト⁽⁸⁾及び英語版の仮訳参考資料⁽⁹⁾を参照した。また、第2次命令の解説は、連邦内務省（Eidgenössisches Departement des Innern: EDI）に属する連邦保健庁（Bundesamt für Gesundheit: BAG）が作成している、2020年4月17日現在の第2次命令の注釈文書⁽¹⁰⁾に主として依拠した。試訳のうち脚注部分は、筆者によるものである。

(3) 2019年1月1日現在の欧州主要国の人口は、“Population change - Demographic balance and crude rates at national level”の“Population on 1 January-total.” Eurostat HP <https://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/show.do?dataset=demo_gind&lang=en> による。

(4) なお、日本（2019年1月1日現在の人口は1億2631万7千人（総務省統計局「人口推計—2019年（令和元年）6月報—」2019.6.20. <<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201906.pdf>> による推計確定値））の2020（令和2）年5月31日正午（日本時間）時点での“COVID-19 Dashboard World Map,” *op.cit.*(2)における感染者数累計は16,716人、死亡者数累計は894人で、比率（A）は0.013%、比率（B）は5.35%である。日本は、総人口に対する感染者数累計の比率（A）は、欧州主要国よりも1桁低い。他方、感染者数累計に対する死亡者数累計の比率（B）は、フランス、イタリア、英国よりも大幅に低く、スイスよりも下回るが、ドイツよりは高くなっている。

(5) 例えば、“German and covid-19: Top of the covid class?” *Economist*, 2020.4.25, pp.40-41 等がある。

(6) 例えば、Paul Roderick Gregory, “Should we follow the Swiss in dealing with COVID-19?” *Hill*, 2020.3.28. <<https://thehill.com/opinion/finance/489970-should-we-follow-the-swiss-in-dealing-with-covid-19>>; 「中小支援、時間との闘い スイス、官民で即日融資、米、4日で4兆円」『日本経済新聞』2020.4.10 等がある。

(7) Verordnung 2 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus (COVID-19) (COVID-19-Verordnung 2), *op.cit.*(1)

(8) Ordonnance 2 sur les mesures destinées à lutter contre le coronavirus (COVID-19) (Ordonnance 2 COVID-19). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20200744/202004170000/818.101.24.pdf>>

(9) Ordinance on Measures to Combat the Coronavirus (COVID-19) (COVID-19 Ordinance 2), *ibid.* <<https://www.admin.ch/opc/en/classified-compilation/20200744/202004170000/818.101.24.pdf>> ただし2020年6月7日現在、連邦参事会HPからの直接リンクは外れており、同HPを経由してこの仮訳参考資料にアクセスすることはできない（掲URLを直接入力することにより、当該資料へのアクセス自体は可能である。）。なお、英語はスイスの公用語ではなく、英語版の位置付けは、あくまでも情報提供のための仮訳参考資料である。

(10) Bundesamt für Gesundheit (BAG), “Erläuterungen zur Verordnung 2 vom 13. März 2020 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus (COVID-19-Verordnung 2), Fassung vom 16. April 2020 (Stand 17. April 2020, 0:00 Uhr.)” Gemeinde Lengwil HP <http://www.lengwil.ch/documents/Erlaeuterungen_zur_Verordnung_2_ueber_die_Bekaempfung_des_Coronavirus_17.04.2020.pdf> 2020年6月7日現在、この4月17日内容現在の注釈文書は、連邦保健庁のHPには掲載されていないため、スイス北部・トゥールガウ邦（Kanton Thurgau）の基礎自治体（Gemeinde）の1つであるレングヴィル（Gemeinde Lengwil）のHPに掲載されているものを示す。

I 第2次命令に至る経緯

1 国内最初の感染例確認と第1次命令の発令

(1) 広報キャンペーンの開始と国内最初の感染例確認（2020年2月下旬）

欧州で最初に新型コロナウイルス感染症の発生の確認が政府機関によって報じられたのは、2020年1月24日のフランスの3人であった⁽¹¹⁾。その後2020年2月中旬までは、欧州における新型コロナウイルスへの新規感染確認者数はゼロ又は1桁の状態が続いていたが、2020年2月22日に初めて2桁の人数（14人）の感染者が確認され、欧州での感染拡大傾向が明らかになった⁽¹²⁾。特にイタリア北部での感染拡大は、当該地域と国境を接するスイスにとって、国内での新型コロナウイルス感染症の発生リスクが高まったことを意味し、その発生を防止し又は可能な限り遅らせることが、連邦政府にとって喫緊の政策課題となった⁽¹³⁾。

2020年2月24日、連邦政府は、インフルエンザ類似の症状を呈する者の検査を強化するとともに、スイス市民・旅行者・国境を越える通勤者等を対象とする広報キャンペーンを開始することを決定した⁽¹⁴⁾。

この連邦政府の決定を受けて、連邦レベルの医療・保健政策を所管する連邦保健庁は、2020年2月27日から広報キャンペーンを開始した。「こうして自分自身を守る（So schützen wir uns）」をスローガンとし、行動・衛生に関する3つの重要なルール——「手をよく洗う」、「咳やくしゃみはハンカチや肘の内側を当てて行う」、「発熱や咳の症状があるときは家にいる」——が勧告され、当該ルールをピクトグラム⁽¹⁵⁾と言語で表記したポスター・チラシが作成され、イタリアとの国境検問所、主要な鉄道駅、高速道路のサービスステーション等で掲示・配布された。2020年2月28日には、主要紙で広報が行われた。週明けの2020年3月からは、テレビやオンライン動画での広報も開始された。また、広報資料のオンラインによる入手（ダウンロード）も可能となった⁽¹⁶⁾。

広報資料の地の色として使用されるキャンペーンカラーは、「注意」を意味する黄色に設定された。また、更なる対策が必要とされる場合には、ピクトグラムと言語によって新たな対策の項目が追加されるとともに、キャンペーンカラーが「警戒」を意味する赤色に切り換えられることとされた⁽¹⁷⁾。

(11) 「新型肺炎、欧州・豪にも 仏3人、中国で感染1200人超」『毎日新聞』2020.1.25、夕刊。ただし2020年5月に、これよりも1か月早い2019年12月の時点で、フランスで感染者が出ていたことが明らかになった（「新型コロナ、仏で19年12月にすでに感染者 経路は不明」『日本経済新聞』（電子版）2020.5.6。<<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58792740W0A500C2000000/>>）。

(12) 2020年1月25日以降の、欧州における新型コロナウイルス感染症の新規感染確認者数（累計数ではなく1日当たりの人数）の推移は、“COVID-19.” European Centre for Disease Prevention and Control HP <<https://qap.ecdc.europa.eu/public/extensions/COVID-19/COVID-19.html>> の“Global Overview > Continent Europe > Distribution of number of reports of confirmed cases/deaths”による。当該の新規感染確認者数は、その後2020年2月26日に3桁（107人）、同年3月6日に4桁（1,517人）、同年3月17日に5桁（10,527人）に到達した。

(13) “Coronavirus: Zusätzliche Massnahmen in der Schweiz,” 2020.2.24. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78205.html>>

(14) *ibid.*

(15) 伝達したい内容を単純な図や記号で表現し、直感的な理解に訴えることを目的として作成された絵文字。

(16) “Neues Coronavirus: «So schützen wir uns»: BAG lanciert Informationskampagne für die Bevölkerung,” 2020.2.27. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78273.html>>

(17) *ibid.*

この間、2020年2月25日には、イタリア北部と国境で接するティツィーノ邦（Kanton Tessin）⁽¹⁸⁾の、イタリアのミラノに滞在歴のある市民から、新型コロナウイルスが確認された。これがスイス国内で最初に確認された感染例であった⁽¹⁹⁾。次いで2020年2月27日には、ジュネーブ邦（Kanton Genf）で1人、グラウビュンデン邦（Kanton Graubünden）で2人、アールガウ邦（Kanton Aargau）で1人の感染確認が公表され、スイスの感染者累計数は5人となった⁽²⁰⁾。

(2) 第1次命令の発令（2020年2月28日）

こうした欧州における感染の急速な拡大を受けて、連邦参事会は2020年2月28日に臨時閣議を開催し、当時の状況が、感染症法（「2012年9月28日の人の感染性疾病の克服に関する連邦法」）⁽²¹⁾第6条にいう特別事態（besondere Lage）⁽²²⁾に該当すると判定し、同条第2項の規定に基づいて、連邦レベルでの新型コロナウイルス感染症の対策措置を発令した。これが「2020年2月28日の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）克服のための措置に関する命令」⁽²³⁾（以下「第1次命令」という。）である。第1次命令は同日の午前10時に発効し、2020年3月15日まで効力を有するものとされた（第1次命令第5条）。

この第1次命令により、参加者が1,000人を超える大規模なイベントは、一般公開するか否かにかかわらず、2020年3月15日まで実施することが禁止された（第1次命令第2条第1項及び同条第3項）。また、1,000人以下のイベントについても、主催者が、権限を有する邦（Kanton）の官庁と、当該イベント開催の可否についてリスクアセスメントを行うことが義務付けられた（第1次命令第2条第2項）。ただし、第1次命令で規定された主な対策措置は、この大規模イベントの禁止のみであり、より踏み込んだ多様な対策の実施は、翌月の第2次命令の発令を待たねばならなかった。

2 感染の拡大と第2次命令の発令

(1) 行動・衛生に関するルールの強化（2020年3月2日）

次頁の表は、スイスにおける新型コロナウイルス感染症の動向を週ごとにまとめたものである。2020年3月に入ると、新規感染者数、死亡者数のいずれも飛躍的に増大していることが同表から看取できる⁽²⁴⁾。

(18) 邦（Kanton）は、スイスの地方行政区画で「州」、「カントン」とも訳される。邦の下位に基礎自治体（Gemeinde）等が置かれる。現在、スイスは26の邦（オブヴァルデン、ニトヴァルデン、バーゼル＝シュタット、バーゼル＝ラント、アッペンツェル・アウサーローデン、アッペンツェル・インナーローデンの6つの半邦をそれぞれ1つの邦としてカウントした場合）から構成されている。

(19) “Neues Coronavirus COVID-19: Erster bestätigter Fall in der Schweiz,” 2020.2.25. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78233.html>>

(20) “Neues Coronavirus Covid-19: Drei neue bestätigte Fälle in der Schweiz,” 2020.2.27. *ibid.* <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78268.html>>; “Neues Coronavirus Covid-19: Fünfter bestätigter Fall in der Schweiz,” 2020.2.27. *idem* <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78282.html>>

(21) Bundesgesetz über die Bekämpfung übertragbarer Krankheiten des Menschen (Epidemiengesetz) vom 28. September 2012. Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20071012/index.html>>

(22) 「特別事態」等、感染症法による状況の区分については、第I章第2節(2)を参照。

(23) Verordnung über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus (COVID-19) vom 28. Februar 2020 (Stand am 28. Februar 2020). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20200619/index.html>>

(24) 2020年3月5日には、ヴォー邦（Kanton Waadt）で74歳の女性が新型コロナウイルス感染症で死亡したことが報告された。これはスイス国内での最初の死亡例であった。“Neues Coronavirus: Erster Todesfall im Kanton Waadt,” 2020.3.5. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78354.html>>

連邦保健庁は、2020年3月2日、欧州及びスイスの感染状況の悪化を受けて、前述の広報キャンペーンの一層の強化を行った。行動・衛生に関するルールは、これまでの3つに加えて、新たに、「使用後のティッシュペーパーはフタの閉まるゴミ箱に捨てる」、「握手を避ける」、「診療所や救急センターには予め電話で申し込んでから受診する」の3項目が追加され、それぞれのピクトグラムと共に広報資料に掲載された。また、広報資料のキャンペーンカラーも、黄色から「警戒」を意味する赤色に切り換えられた⁽²⁵⁾。2020年3月5日には、「距離を保つ」(例：十分な距離により高齢者を保護する、行列の際に距離を保つ、会議の際に距離を保つ)が、前述の使用後のティッシュペーパー処理に関するルールに代わり、新たな項目として付け加えられた。「距離を保つ」ことは、連邦保健庁によって非常に重要なルールと位置付けられており、このためこれらのルールは、「距離・衛生に関するルール」と総称されることもある。

表 スイスにおける新型コロナウイルス感染症の新規感染者数及び死亡者数の推移

| 週次 | 新規感染者数 | | | 死亡者数 | | |
|-----------------------|--------|---------|--------|------|-------|-------|
| | 発生数 | 前週比 | 累計数 | 発生数 | 前週比 | 累計数 |
| 第9週 2020.02.24-03.01 | 56 | — | 56 | 0 | — | 0 |
| 第10週 2020.03.02-03.08 | 377 | 321 | 433 | 3 | 3 | 3 |
| 第11週 2020.03.09-03.15 | 2,276 | 1,899 | 2,709 | 25 | 22 | 28 |
| 第12週 2020.03.16-03.22 | 6,586 | 4,310 | 9,295 | 98 | 73 | 126 |
| 第13週 2020.03.23-03.29 | 7,361 | 775 | 16,656 | 252 | 154 | 378 |
| 第14週 2020.03.30-04.05 | 6,035 | ▲ 1,326 | 22,691 | 377 | 125 | 755 |
| 第15週 2020.04.06-04.12 | 3,603 | ▲ 2,432 | 26,294 | 332 | ▲ 45 | 1,087 |
| 第16週 2020.04.13-04.19 | 1,842 | ▲ 1,761 | 28,136 | 232 | ▲ 100 | 1,319 |
| 第17週 2020.04.20-04.26 | 1,174 | ▲ 668 | 29,310 | 184 | ▲ 48 | 1,503 |
| 第18週 2020.04.27-05.03 | 693 | ▲ 481 | 30,003 | 85 | ▲ 99 | 1,588 |
| 第19週 2020.05.04-05.10 | 393 | ▲ 300 | 30,396 | 51 | ▲ 34 | 1,639 |
| 第20週 2020.05.11-05.17 | 227 | ▲ 166 | 30,623 | 17 | ▲ 34 | 1,656 |
| 第21週 2020.05.18-05.24 | 153 | ▲ 74 | 30,776 | 14 | ▲ 3 | 1,670 |
| 第22週 2020.05.25-05.31 | 126 | ▲ 27 | 30,902 | 4 | ▲ 10 | 1,674 |

(注) 週次は2020年1月1日を含む月曜日からはまるる1週間(2019年12月30日~2020年1月5日)を第1週とし、以後順次カウントしたものである。▲はマイナスを意味する。本文で紹介したジョンズ・ホプキンス大学の取りまとめ結果と本表では、データの集計方法や典拠等が異なるため、必ずしも数値が一致していない。

(出典) Bundesamt für Gesundheit (BAG), “Faktenblatt: Neues Coronavirus: Monitoring der epidemiologischen Entwicklung,” 2020.6.19, p.2. <<https://www.news.admin.ch/news/message/attachments/61799.pdf>> を基に筆者作成。

(2) 第2次命令の発令 (2020年3月13日)

上述の距離・衛生に関するルールは、感染拡大防止の観点から重要な原則を示すものであるが、内容は個人の基本的な生活上の規範の範囲にとどまっている。また、第1次命令に盛り込まれているのは大規模イベントの禁止のみである。このため、感染の急速な拡大に対処するためには、第1次命令の範囲を超えて、周辺諸国と同様に⁽²⁶⁾、より広範で強力な規制措置を、連

⁽²⁵⁾ “Neue Hygiene- und Verhaltensregeln zum Schutz gegen das neue Coronavirus,” 2020.3.2. *ibid.* <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78304.html>>

邦（国）レベルで講じることが求められていた。

ただし連邦制国家のスイスでは、連邦と邦の間の権限配分が問題となる。連邦の権限事項は憲法に明記されたものに限定され、憲法上規定のない事項は全て邦の権限事項となるのが原則である⁽²⁷⁾。このため、スイスにおいて連邦が直接強力な規制措置を講じるためには、相応の根拠が必要となる。

スイスの感染症法⁽²⁸⁾では、状況を「通常事態 (normale Lage)」、「特別事態 (besondere Lage)」、「非常事態 (ausserordentliche Lage)」の3段階に区別する。通常事態においては、同法の実施（すなわち、感染症の予防・克服のための措置の実施）は、原則として邦の権限に属し（感染症法第75条）、連邦政府の権限は、出入国に際しての措置のほか、情報提供や勧告、邦の執行の監督や邦間の調整等に限られる⁽²⁹⁾。

これに対して、感染症法第6条にいう特別事態とは、①通常の執行当局が感染症の発生・拡大を防止し克服することができず、かつ感染・拡大リスクの増大、公衆衛生に対する特別な脅威、経済若しくはその他の生活領域への深刻な影響のいずれかが存在する場合、又は②国際的に影響が及ぶ緊急事態があり、それがスイスの公衆衛生に脅威をもたらすと世界保健機関（WHO）が判断した場合のいずれかをいい、特別事態の下で、連邦参事会は邦から聴取した後、個人に対する措置、市民全体に対する措置、医師及びその他の医療保健専門家に対して当該感染性疾患の克服に参加するよう義務付けること、感染の危険に直面する市民に対してワクチン接種を義務付けることを命令することができる（感染症法第6条第1項及び第2項）。前述の第1次命令は、この感染症法第6条の規定に基づき発令されたものである。

他方、感染症法第7条は、非常事態においては、必要な場合、連邦参事会がスイス全土又はその一部に対して必要不可欠な措置を命ずることができる旨を規定する。例えば、非常事態において、連邦参事会は同条に基づき、必要な措置をいわゆる緊急命令（Notverordnung）として発令することができる。なお、特別事態の場合とは異なり、いかなる状況を指して非常事態というのかについては明確に規定されていないが、連邦保健庁では、1918年のスペインかぜのような最悪のパンデミック（世界的大流行）を、非常事態の例として挙げている⁽³⁰⁾。

この感染症法第7条にいう非常事態下の連邦参事会の権限は、突き詰めると、連邦憲法第185条第3項（公の秩序又は国内的・対外的安全に対する現在又は急迫の重大なかく乱に対処するために連邦参事会が命令を制定できること等を規定する）に基づくものである⁽³¹⁾。感染症

(26) 例えば隣国のイタリアでは、感染拡大に対処するため、2020年3月9日にイタリア全土を対象として移動・行動の制限を行う首相府令を発令し（翌3月10日から施行）、いわゆる都市封鎖（ロックダウン）を開始した。山崎杏奈「移動・行動の制限をイタリア全土に拡大、新型コロナウイルス感染拡大を受け」『ビジネス短信』2020.3.10. JETRO HP <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/de535bc3656c7613.html>>

(27) 山岡規雄『各国憲法集（6）スイス憲法』（調査資料2012-3-b 基本情報シリーズ12）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013.3，p.3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1>

(28) Bundesgesetz über die Bekämpfung übertragbarer Krankheiten des Menschen (Epidemiengesetz, EpG) vom 28. September 2012 (Stand am 1. Januar 2017). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20071012/201701010000/818.101.pdf>>

(29) BAG, “Faktenblatt: Normale, besondere und ausserordentliche Lage,” 2020.2.28, p.1. <<https://www.news.admin.ch/newsd/message/attachments/60477.pdf>>

(30) *ibid.*, p.2.

(31) *ibid.* 感染症法第7条の規定は、連邦憲法第185条第3項に規定する連邦参事会の権限を法律レベルで規定したものとされ、同項の規定を具体化したものと解されている（井田敦彦「COVID-19と緊急事態宣言・行動規制措置—各国の法制を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1100, 2020.6.15, p.3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499114_po_1100.pdf?contentNo=1>）。なお、連邦憲法第185条第3項及び第184条第3項の邦訳は、山岡 前掲注(27), pp.65-66 を参照。

法第7条の非常事態に至らない状況（通常事態や特別事態）や、あるいは感染症法の規定が及ばない（かつ、感染症法第7条のような連邦参事会に特別の権限を付与する規定もない）分野において、連邦参事会に、通常付与されている権限を超えて権限を行使させる場合の根拠となるのは、この連邦憲法第185条第3項、及び連邦憲法第184条第3項（対外関係において国の利益の保護のために必要とされる場合に連邦参事会が命令を制定できること等を規定）である。

2020年3月13日、連邦参事会は臨時閣議において、参加者100人を超えるイベントの禁止、レストラン、バー、ディスコ等の収容人数を50人以下に制限、学校・大学等での対面による授業その他のイベントの禁止、医療に関する特定の情報（病院のベッド・人工呼吸器の総数及び占有率等）を邦が継続的に連邦に提供する義務、シェンゲン圏内の国境管理の再導入⁽³²⁾等、より強力な規制措置を決定し⁽³³⁾、同日15時30分から、この内容を含む第2次命令を、第1次命令に代えて施行した。なお、同日の臨時閣議では、新型コロナウイルス感染症及びその対策により影響を受ける企業並びにスポーツ・文化部門（スポーツイベントの主催者等）に対して支援を行うことも、併せて決定された⁽³⁴⁾。同日の時点では、感染症法上の状況は未だ特別事態であったため、この第2次命令は、連邦憲法第184条第3項、連邦憲法第185条第3項、感染症法第6条第2項第b号（特別事態において、連邦参事会が市民全体に対する措置を命令することを規定）等を根拠として発令された⁽³⁵⁾。

(3) 第2次命令の強化（2020年3月16日から4月後半まで）

2020年3月16日、連邦参事会は臨時閣議において、状況が感染症法第7条の非常事態に該当するとし、市民保護のため、更に強い規制措置を取ることを決定した。商店（食料品店等、日用品を取り扱うものを除く。）、レストラン、バー、娯楽施設（映画館等）、レジャー施設（プール、スキー場等）は、全て2020年4月19日まで閉鎖されることとされ、病院・診療所が緊急でない医療検査、治療及び施術（医療介入）を行うことも禁止された。また、既に3月13日から管理が開始されたイタリアとスイスの間の国境に加えて、この3月16日の決定では、ドイツ・フランス・オーストリアとスイスの間の国境も管理され、スイスへの入国が規制された⁽³⁶⁾。

当該決定の内容を含む第2次命令の改正は、翌日の2020年3月17日から施行された。非常事態の決定に伴い、第2次命令の根拠も、連邦憲法に直接基づいていた従前の規定に代えて、感染症法第7条に基づくよう改められた⁽³⁷⁾。

この非常事態の下での規制措置は、2020年4月16日に連邦参事会が規制措置の段階的解除

⁽³²⁾ シェンゲン圏とは、シェンゲン協定に加盟する26か国（EU加盟国のうち22か国（ブルガリア、クロアチア、アイルランド、ルーマニア、キプロスを除く国）及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス。英国はシェンゲン協定非加盟）の領域をいう。通常の場合には、シェンゲン圏内での移動については、入国審査等の国境管理は行われず。2020年3月13日の第2次命令では、具体的には感染が拡大しているイタリアからの入国を規制するため、このような措置が講じられた。

⁽³³⁾ “Bundesrat verschärft Massnahmen gegen das Coronavirus zum Schutz der Gesundheit und unterstützt betroffene Branchen,” 2020.3.13. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78437.html>>

⁽³⁴⁾ *ibid.*

⁽³⁵⁾ 2020年3月13日内容現在の第2次命令による。Verordnung 2 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus (COVID-19) (COVID-19-Verordnung 2) vom 13. März 2020 (Stand am 13. März 2020). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20200744/202003130000/818.101.24.pdf>>

⁽³⁶⁾ “Coronavirus: Bundesrat erklärt die «ausserordentliche Lage» und verschärft die Massnahmen,” 2020.3.16. (Letzte Änderung 2020.3.17.) BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78454.html>>

を正式決定し、同年4月27日に第1段階の解除が実施されるまで、1か月以上にわたり継続した。この間、規制措置の根拠法令である第2次命令は、状況の展開に対応して内容を追加するよう改正され、引き続き適用された。

II 第2次命令の概要

上述の経緯から明らかなように、本稿で紹介する2020年4月17日内容現在の第2次命令は、連邦参事会が規制措置の段階的解除を決定し、それに向けた準備がなされつつも、未だ具体的な解除は実施されていない時点のものである。換言すれば、規制措置に関して最も豊富な内容を含むものであると言える⁽³⁸⁾。

2020年4月17日時点の第2次命令は、第1章（一般規定）、第2章（医療保健を供給する能力の維持）、第3章（市民、組織及び機関に適用される措置）、第4章（医療保健の供給）、第5章（高リスクの者）、第6章（刑事規定）、第7章（最終規定）の7つの章と、別表第1（高リスク国及び高リスク地域の一覧）～別表第6（高リスクの者のカテゴリー）の6つの別表から構成されている。その主な内容は次のとおりである。

1 一般規定（第1章）

この命令の目的は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減しそれを克服するため、市民、組織、機関及び邦に対して適用される措置を命じることにある（令第1条第1項）。この命令で他に規定がない限り、邦はその責任を有する範囲内で、引き続き活動することができる（令第1a条）。例えば、ホテルは閉鎖措置の対象外であることが本令で明確に規定されているため（令第6条第3項第n号）、邦が感染対策としてホテルの閉鎖を命じることができない。本令に規定がない場合には、①邦の裁量に委ねられている場合と、②連邦が規制の必要がないと判断した場合の2パターンがある。①の例としては老人ホームへの訪問規制があり、邦は当該規制を自らの裁量で定めることができる。②の例としては外出禁止がある。連邦政府が本令に外出禁止の規定を設けていないのは当該規制を望まないためであり、邦がこの意図に反して外出禁止を規定することはできない。個別の案件が①と②のいずれに該当するかは、一般的な法解釈の原則に従って判断される⁽³⁹⁾。邦は、連邦が責任を負わない限り、当該邦内における本令の実施責任を負う（令第1b条）⁽⁴⁰⁾。

2 医療保健を供給する能力の維持（第2章）

スイス市民に適切な医療と十分な医薬品の供給を確保するため、①高リスク国・地域からの

⁽³⁷⁾ 2020年3月17日内容現在の第2次命令の内容による。Verordnung 2 über Massnahmen zur Bekämpfung des Coronavirus (COVID-19) (COVID-19-Verordnung 2) vom 13. März 2020 (Stand am 17. März 2020). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20200744/202003170000/818.101.24.pdf>> なお、感染症法第7条のように、連邦参事会に必要な措置を講じる権限を付与する規定が法律にある場合には、連邦憲法に直接基づく措置は不要であり、許されないと解されている（井田 前掲注⁽³¹⁾, p.3.）。このため、2020年3月17日施行の第2次命令改正の際に、直接に連邦憲法を根拠として発令する旨の文言が同令から削除された。

⁽³⁸⁾ 改正に伴い、第2次命令の条番号、項番号等が変更されている場合がある。本稿では特に断りのない限り、この2020年4月17日内容現在の条番号、項番号等を使用する。

⁽³⁹⁾ BAG, *op.cit.*⁽¹⁰⁾, pp.2-3.

⁽⁴⁰⁾ *ibid.* なお、第1b条は、邦が本令全体の実施責任を原則として負うことを明確にするため、2020年4月1日の第2次命令の改正（同年4月2日施行）で、従前の旧第9条の規定内容を移したものである。

入国制限及び財の輸出入制限、②医療保健の供給のために重要な物品の輸出管理、③重要医薬品等の供給確保措置の3つの手段が講じられる（令第2条第1項）。

①に関しては、高リスク国・地域からの入国は原則として禁止される（令第3条及び第4条）。この禁止規定はスイス市民の入国には適用されないが（令第3条第1項）、国境地域のスイス市民が隣接する高リスク国・地域へ買物ツアーに出かけることによる感染リスクの増大を避けるため、買物ツアーによる財の輸入（スイス国内への持込み）も禁止される（令第3a条）。2020年4月17日の時点で、リヒテンシュタインを除く全ての国⁽⁴¹⁾が、高リスク国・地域に指定されている（令別表第1）。

国境管理業務に投入する経営資源を節約し、かつ国境管理の有効性を高めて感染リスクを低減させるため、国境検問所は主要なポイントに集約して小規模な国境検問所は一時閉鎖し、また、国外からの旅客便の目的地は3つの国際空港（チューリヒ-クローテン、ジュネーブ-コアントラン、バーゼル-ミュルーズ）に限定し、他の空港への国際旅客便の運航は一時的に禁止されている（令第4条第2項～第4項及び別表第2）。

②に関しては、防護用品（マスク類、ゴーグル、バイザー、防護服、手袋等）及び重要医薬品の輸出には、連邦経済事務局⁽⁴²⁾の許可を必要とする（令第4b条第1項及び別表第3）。

③に関しては、新型コロナウイルス感染症を予防し克服するために重要かつ緊急に必要とされる重要医薬品等（重要医薬品⁽⁴³⁾、医療機器（人工呼吸器等）、防護用品（マスク、消毒薬等））の供給を確保するため、邦に定期的な在庫報告を義務付け、その調達、配分（機関相互間の割当て）、各邦への配送、需要者への配布、調達費用の負担、製造促進策等について規定し、更に医薬品の承認・輸入、医療機器及び防護用品の適合性評価手続⁽⁴⁴⁾等について特例的な例外措置を設けるよう規定している（令第2章第4節（第4d条～第4o条））。この第2章第4節の規定は、重要医薬品等の不足に対処するため、2020年4月3日の第2次命令改正により追加され、同年4月4日から施行された⁽⁴⁵⁾。

3 市民、組織及び機関に適用される措置（第3章）

(1) 学校、高等教育機関及びその他の教育訓練機関に対する措置（令第5条）

学校、大学等の高等教育機関、語学学校等のその他の教育訓練機関における授業やレッスン時には、多数の人が長時間近接して室内に滞在するため、感染拡大のリスクが高くなる。このため、こうした教育機関での対面式のイベントは禁止される（令第5条第1項）。対面式のイベントには、自動車学校での実習や音楽の個人レッスンも含まれる（したがって、音楽教師が生徒の家にレッスンに行くことも禁止される。）。ただし、当該教育施設の閉鎖は必要ではなく、教員が研究のため当該教育施設を使用することは妨げられない。また、スカイプ（Skype）等を使用しての遠隔教育は可能である。デイケアセンター等の介護サービスや企業の社内研修は、

(41) リヒテンシュタインは、スイスと関税同盟を締結し、通貨としてスイスフランを導入し、また領事業務に関してスイスが同国の利益代表を務める等の関係にある（「リヒテンシュタイン公国(Principality of Liechtenstein)基礎データ」2019.9.3. 外務省 HP <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/liechtenstein/data.html>>) ため、スイスが同国を自国とは別に取り扱い、入国制限等の規制対象とするのは困難である。

(42) 連邦経済・教育・研究省に属する機関で、通商政策・産業政策等を所管する。

(43) 輸出規制の対象となる別表第3の重要医薬品よりも広範な品目を含む。

(44) ある製品等が、法令等で規定されている要求事項を満たしていることを立証する手続。

(45) “Coronavirus: Bundesrat regelt Versorgung mit wichtigen medizinischen Gütern,” 2020.4.3. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78686.html>>; BAG, *op.cit.*(10), pp.3-14.

この禁止規定の対象外である⁽⁴⁶⁾。

学校での授業の禁止に伴い、登校しない（特に低学年の）小学生のケアをどうするかは、緊急の課題となる。小学生の両親が適当なケアの提供者を見つけることができず、65歳以上に達した——高リスクの者に分類され、感染防止のため特に厳重な遵守要件が置かれている（令第10b条第1項及び第2項）——子の祖父母にケアを依頼するという、本末転倒の事態が生じかねないからである。このため、第2次命令は、ケアを受けることができない子どもに必要な保育サービスを提供することを邦に義務付け、また、高リスクの者が当該サービスの提供に関与することを禁止している（令第5条第3項）。なお、保育所は、代替となる適切な保育サービスが提供されている場合に限って閉鎖することが可能であり（令第5条第4項）、当該保育サービスの提供を保証する責任は邦にあるとされている（同）⁽⁴⁷⁾。

(2) イベント及び事業の禁止（令第6条）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人の密集を最小限に抑えることによってのみ有効に防止できる。このため、一般公開（öffentlich）であるか非公開（privat）であるかを問わず、イベントの実施は禁止される（令第6条第1項）。禁止されるイベントには、スポーツイベントやクラブ活動のほか、コンサート、演劇、映画、パーティー、フェスティバル、サーカス、宗教施設での集会、デモンストレーション、記念式典、社会的な集会、企業の総会等がある。ただし、近親者の葬儀は例外として認められる（令第6条第3項）。また、企業の総会に関しては、議決権の行使方法について特別な規定が置かれている（令第6a条）⁽⁴⁸⁾。

献血キャンペーンはイベントとはみなされない。家族の世話、子どもと一緒に遊ぶこと等も、禁止されるイベントには含まれない。ただし、前述の連邦保健庁による距離・衛生に関するルールを遵守する必要がある。企業内での会議も禁止されるイベントには含まれないが、参加者は同様に、距離・衛生に関するルールを遵守する必要がある。また、特に会議の場合、密集を避けるために会議室内の参加者数を制限することも要求される。参考値は一人当たり約4平方メートルである（つまり、4メートル×8メートルの会議室では、当該会議室に同時に出席する人を8人以下に抑える必要がある。）⁽⁴⁹⁾。

一般公開されている施設は、市民に対して原則として閉鎖される。令第6条第2項では、閉鎖される一般公開施設を列挙している。令第6条第3項では、例外的に閉鎖されない一般公開施設を列挙している。市民の日常的なニーズに対応する一般公開施設は閉鎖されず、引き続き営業を継続することができる。

全ての商店は原則として閉鎖される（令第6条第2項第a号）が、食料品店等、日常生活用品を販売する商店は開店が認められる（令第6条第3項第a号）。レストランは閉鎖されるが（令第6条第2項第b号）、テイクアウト（持ち帰り）食品の販売店、職員用食堂、食事の配達サービス等は開店が認められる（令第6条第3項第b号）。このほか、バー、ディスコ、ナイトクラブ、風俗営業等の施設、レジャー・娯楽施設（文化施設を含む。）、理髪店、キャンプ場等は閉鎖される（令第6条第2項第c号～第f号）。他方、薬局、ドラッグストア、郵便局、携

(46) BAG, *ibid.*, pp.14-16.

(47) *ibid.*

(48) *ibid.*, pp.16-17, 23-24.

(49) *ibid.*, pp.16-17.

帯電話等の営業店舗、銀行、ガソリンスタンド、鉄道駅その他の公共交通施設、自動車修理工場、官公庁、社会福祉施設、病院・診療所等の医療保健施設、ホテル等は開店が認められる（令第6条第3項第c号～第n号）⁽⁵⁰⁾。

営業継続の可否を判断する基準は、一般公開されているか否か、一般公開されている場合に市民の日常生活に必須の商品か否かである。例えば農業者向けの種苗販売店は閉鎖の対象ではないが、一般市民に対して種苗販売を行う園芸店の開店は認められない。他方、弁護士が行う法律コンサルティングサービスや、企業の営業担当者が個人や企業の顧客に対して行う営業の訪問は、当該顧客に特化した一般公開されていないサービスであるため、閉鎖の対象からは除外される。同様に、タクシー等の自動車運転サービス、宅配便、塗装業者の塗装サービス、工務店の建築サービス、清掃業者の清掃サービス等も、販売カウンターや展示エリアを持たないため一般公開されているとはみなされず、営業を継続することができる。日常生活に必須ではない商品（例えば化粧品や園芸用品）を電話やインターネットで注文・購入し配送してもらうこと（又はそのような事業を継続すること）も可能である。営業継続が認められる事業と閉鎖すべき事業を併営している場合には、両者を切り分け、後者の部分（例えば、パン屋に併設されるレストラン、デパートの食料品以外の売り場等）を閉鎖する必要がある⁽⁵¹⁾。

営業継続が認められる全ての施設・サービスは、連邦保健庁により勧告された、前述の距離・衛生ルールを遵守する必要がある（令第6条第4項）。したがって、例えば食料品のスーパーマーケットでは、（顧客の手と接触する）買物用ワゴンや買物カゴの取っ手の部分を石鹸や洗剤で毎日洗うこと、同時に店舗内に滞在できる人数を制限すること（目安は床面積10平方メートル当たり1人。したがって例えば床面積1,000平方メートルの場合には、スタッフを含め100人まで）等が求められる⁽⁵²⁾。

他方、このような事態の下で、郵便サービス事業者が行う食料品・日用品等の配達サービスについては、営業規制（日曜営業の制限等）や交通規制（運転禁止等）に関する特例が設けられている（令第7a条）。また、建設現場での工事は継続可能であるが、多人数が同時に作業を行う等、感染及びその拡大が発生しやすい環境であることに鑑み、特に予防措置に関する規定が置かれている（令第7d条）。

(3) 公共空間における人の集まりの禁止（令第7c条）

人の密集による感染拡大を防止・抑制するため、公共空間において5人を超える者（すなわち6人以上の者）が集まることは禁止される（令第7c条第1項）。この規定は家族に対しても適用される。ただし、近親者の葬儀（令第6条第3項第ℓ号で実施が認められる。）の場合にはこの規定は相対化され、「近親者」（配偶者、パートナー、子、兄弟姉妹、親など）の範囲に属している限り、最大人数に関する要件はない⁽⁵³⁾。

5人以下の人の集まりの場合、各人は互いに2メートル以上の間隔を維持しなければならない（令第7c条第2項）。この規定は連邦保健庁の距離・衛生ルールとも整合している。ただし、小さな子どもを連れてくる場合、障害のある者の介護中の場合等、距離を保つことが明らかに

⁽⁵⁰⁾ *ibid.*, pp.17-22.

⁽⁵¹⁾ *ibid.*

⁽⁵²⁾ *ibid.*, pp.22-23.

⁽⁵³⁾ *ibid.*, pp.26-27.

不適切な状況に対しては、この規定は適用されない⁽⁵⁴⁾。

4 医療保健の供給（第4章）

(1) 邦による報告の義務（令第10条）

連邦政府が新型コロナウイルス感染症の状況を評価し、対策を実施するためには情報が必要となる。邦は、連邦の衛生サービス調整部門⁽⁵⁵⁾に対して、定期的に当該情報の報告を行うことが義務付けられる（令第10条）。報告を義務付けられる情報には、①病院のベッドの総数及び占有率、②病院の新型コロナウイルス感染症用ベッドの総数及び占有率、③新型コロナウイルス感染症で治療中の患者数、④病院の集中治療用ベッドの総数及び占有率、⑤現在、集中治療及び人工呼吸を受けている新型コロナウイルス感染症の患者数、⑥体外式膜型人工肺（ECMO）用器具の総数及び占有率、⑦病院の医師・看護師等の可用性⁽⁵⁶⁾、⑧当該邦の病院の最大収容人数等がある。

(2) 医療保健施設の義務（令第10a条）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、治療を要する患者の数が、公立病院や診療所の能力やリソースを超える可能性がある。このような場合、邦は、一般市民の診療を行わない非公開の民間の病院や診療所に対して、患者を受け入れるよう要求することができる（令第10a条第1項）。ただし、これは新型コロナウイルス感染症患者の受入れを当該の病院や診療所に強制するものではなく、例えば当該の病院や診療所が別の疾患の患者の診療を引き継ぎ、新型コロナウイルス感染症に対応可能な公立病院のリソースを確保することも考えられる⁽⁵⁷⁾。

また、病院や診療所等の医療保健施設が、緊急でない検査、治療、施術（医療介入）を行うことは禁止される（令第10a条第2項）。緊急でない医療介入とは、後で実施することができるもの（ただし、例えば余命の短縮、永久的な障害の発生、QOL（生活の質）の著しい低下等、関係者が僅かな身体的及び心理的不満や障害を超える不利益を被ると予想される場合を除く）、あるいは美容整形のように専ら審美的な目的等であるものをいう（令第10a条第3項）。

5 高リスクの者（第5章）

高リスクの者（*besonders gefährdete Personen*. 直訳では「特に危険である者」）とは、65歳以上の者、あるいは特定の疾患等（高血圧、糖尿病、心血管疾患、慢性呼吸器疾患、免疫系を弱める疾患及び治療、がん）⁽⁵⁸⁾のいずれかに罹患している者をいう（令第10b条第2項）。後者に該当するか否かは、令別表第6の医学的基準に従って判断されるが、当該基準は絶対のものでは

⁽⁵⁴⁾ *ibid.*

⁽⁵⁵⁾ Koordnierter Sanitätsdienst: KSD ([英訳] Coordinated Medical Services: CMS). 大規模災害や戦争などの国家規模の異常事態に際して、軍を含むスイス全土の医療関係資源（人員・物資・施設）の配備状況を適正な水準に調整するための国の機関。同部門の長はスイス軍の軍医総監が兼任する。Andreas Stettbacher, “Coordinated Medical Services in support of the Swiss population.” Swiss Association for Trauma & Acute Care Surgery HP <https://www.swissacs.ch/fileadmin/pdf/lectures/2014/Stettbacher_Coordinated_Medical_Services_in_Disaster_Management_in_Switzerland.pdf>; “Sanität: A Stab Sanität / care protect support.” Schweizer Armee HP <<https://www.vtg.admin.ch/de/organisation/astab/san.html>>

⁽⁵⁶⁾ 引き続き稼働し、利用できる可能性。

⁽⁵⁷⁾ BAG, *op.cit.*(10), pp.29-31.

⁽⁵⁸⁾ 2020年5月12日の第2次命令改正（2020年5月14日施行）により、体格指数（BMI）40以上の高度肥満がこれに加えられた。

なく、個々の症例を臨床的に判定することにより判断することができる（令第10b条第3項）。高リスクの者は、家に留まり、人の集まりを避けることを原則とする（令第10b条第1項）。

雇用主は、高リスクの被用者が家で業務を行うことができるような措置を講じることを義務付けられる（令第10c条第1項）。家での業務遂行が不可能である場合、雇用主は当該の高リスクの被用者に対して、同一給与で家で遂行し得る代替業務を割り当てる（令第10c条第2項）。業務上の必要から、高リスクの被用者の職場への出勤が不可欠である場合、雇用主は、他の者との2メートル以上の間隔を維持し得る個室や明確に分離された作業区域を同人に対して割り当てる等、適切な保護措置を講じた上で、通常業務や代替業務を割り当てる必要がある（令第10c条第3項及び第4項）。

令第10c条第1項～第4項の要件が満たされていない場合、又は高リスクの被用者自身が、特別な理由から、コロナウイルスへの同人の感染リスクが高すぎると考える場合、同人は自らに割り当てられた業務の遂行を拒否することができる（令第10c条第6項）。

雇用主は、高リスクの被用者が第1項～第4項により業務を遂行することが不可能である場合又は第6項により同人に割り当てられた業務の遂行を拒否した場合、引き続きその給与を当該被用者に支払いつつ、同人を一時帰休させなければならない（令第10c条第7項）。

6 刑事規定（第6章）

令第6条のイベント及び事業の禁止の法益は刑法で保護されており、故意にこの規定を遵守しなかった者は、刑法典⁽⁵⁹⁾に基づくより重大な犯罪となる行為が行われていない限り、3年以下の自由刑又は罰金に処される（令第10f条第1項）⁽⁶⁰⁾。刑法典第106条第1項は、法律に別段の定めがない限り、罰金（Busse）の上限額は10,000フラン⁽⁶¹⁾とすることを規定しており、令第10f条第1項及び第2項にいう罰金の上限額も10,000フランとなる。令第4b条第1項に違反して、連邦経済事務局の輸出許可が必要な防護用品又は重要医薬品を許可なく輸出した者は、罰金に処され（令第10f条第2項第b号）、当該の罰金上限額が適用される。

他方、令第7c条の公共空間における人の集まりの禁止に違反した者、令第4条第4項の小規模な補助的国境検問所の閉鎖に違反した者、令第3a条の買物ツーリズムの禁止に違反した者は、他の法令違反（例えば、刑法典第144条にいう器物損壊、刑法典第286条にいう公務の執行の妨害、外国人統合法⁽⁶²⁾第115条にいう不法出入国等）がない限り、軽微な秩序違反行為を処罰する秩序罰法⁽⁶³⁾の手続に従って、100フラン以下の罰金に処することもできる（令第10f条第2項第a号及び第c号～第d号、第3項、第4項）⁽⁶⁴⁾。

⁽⁵⁹⁾ Schweizerisches Strafgesetzbuch vom 21. Dezember 1937 (Stand am 3. März 2020). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/19370083/202003030000/311.0.pdf>>

⁽⁶⁰⁾ BAG, *op.cit.*(10), pp.34-35.

⁽⁶¹⁾ 1スイスフラン = 1.03米ドル = 111円24銭（日本銀行国際局「報告省令レート（令和2年6月分）」2020.5.20. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2006.htm/> から試算）。したがって10,000フランは、約111万円に相当する。

⁽⁶²⁾ Bundesgesetz über die Ausländerinnen und Ausländer und über die Integration (Ausländer- und Integrationsgesetz, AIG) vom 16. Dezember 2005 (Stand am 1. April 2020). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/2002032/202004010000/142.20.pdf>>

⁽⁶³⁾ Ordnungsbussengesetz (OBG) vom 18. März 2016 (Stand am 1. Januar 2020). *ibid.* <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20140282/202001010000/314.1.pdf>>

⁽⁶⁴⁾ BAG, *op.cit.*(10), pp.34-35.

Ⅲ 制限措置の段階的解除

前掲の表にあるとおり、スイスにおける新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は第13週（2020年3月23日～3月29日）をピークとし、また死亡者数は第14週（2020年3月30日～4月5日）をピークとして、以後減少に転じた。連邦参事会は、2020年4月8日の閣議において、2020年4月19日までの期限が付されていた制限措置を同年4月26日まで1週間延長した上で、新規感染者数・死亡者数等の疫学的なデータの推移のほか、科学的知見、距離・衛生に関するルールの遵守状況、人の流れの増加見通し、密集状態の回避可能性、高リスクの者への影響等を勘案して、制限措置を段階的に解除していくことを決定した⁽⁶⁵⁾。

2020年5月末までに決定した制限措置の緩和状況は、次のとおりである。

1 第1段階の緩和（2020年4月16日決定、2020年4月27日実施）

2020年4月16日、連邦参事会は、市民（特に高リスクの者）及び職員を新型コロナウイルス感染症から保護することが比較的容易である事業、人の大規模な流れを引き起こさない事業を中心に、第1段階の制限措置の緩和を決定し、同年4月27日から実施した。主な緩和事項は、次のとおりである⁽⁶⁶⁾。

病院、診療所、歯科医院等での全ての医療処置；医療マッサージの施術；ホームセンター、園芸店、花屋、無人のセルフサービス施設（洗車等）、理髪店等の営業；葬儀参列が認められる範囲を「近親者（enger Familienkreis）」から「親族（Familienkreis）」に拡大⁽⁶⁷⁾。

2 第2段階の緩和（2020年4月29日決定、2020年5月11日実施）

2020年4月29日、連邦参事会は、第2段階の制限措置の緩和を決定し、同年5月11日から実施した。主な緩和事項は、次のとおりである⁽⁶⁸⁾。

商店の営業；小・中学校（初等教育及び前期中等教育）の教室での授業、高等学校（後期中等教育）・大学（高等教育）・その他の教育機関（自動車教習所、語学学校等）の最大5人まで（教員を含む。）の教室での授業；図書館、美術館、博物館の開館；旅行代理店の営業；レストラン等の営業（ただし、①1つの顧客グループは4人以下又は子ども連れの親である、②着席して飲食する、③グループ相互間には2メートル以上の間隔又は相互分離の措置を講じる等の条件が付される）；個人又は5人以下（コーチ等を含む。）のグループによる身体的接触を含まないレクリエーションスポーツ活動（スポーツ施設の使用を含む。）、プロスポーツチームのチームメンバーによる物理的な接触を伴うトレーニング；入国制限の段階的緩和。

また、同日から、連邦保健庁が行っている新型コロナウイルス感染症対策の広報キャンペーン

⁽⁶⁵⁾ “Coronavirus: Bundesrat verlängert Massnahmen um eine Woche und beschliesst etappenweise Lockerung,” 2020.4.8. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78744.html>>; “Bundesrat lockert schrittweise Massnahmen zum Schutz vor dem neuen Coronavirus,” 2020.4.16. *idem* <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78818.html>>

⁽⁶⁶⁾ *ibid.*

⁽⁶⁷⁾ 2020年4月16日の第2次命令改正（同年4月27日施行）により、従前の令第6条第3項第*l*号の文言である“Beerdigungen im engen Familienkreis”（近親者の葬儀）から、「狭い」を意味する形容詞 *eng* が削除された。

⁽⁶⁸⁾ “Coronavirus: Bundesrat lockert weitere Massnahmen ab dem 11. Mai 2020,” 2020.4.29. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78948.html>>

ン「こうして自分自身を守る」のキャンペーンカラーも、赤色からピンク色に切り換えられた。ピンク色のキャンペーンカラーは、距離・衛生に関するルールを引き続き遵守しながら、段階的に制限措置を解除していくことを意味している⁽⁶⁹⁾。当該ルールは、これまでの6項目（手をよく洗う、咳やくしゃみはハンカチや肘の内側を当てて行う、発熱や咳の症状があるときは家にいる、握手を避ける、診療所や救急センターには予め電話で申し込んでから受診する、距離を保つ）に加えて、この日までに、「可能であれば自宅で仕事を継続する」、「勧奨：距離を保つことができない場合にはマスクを着用する」⁽⁷⁰⁾の2項目がピクトグラムと共に追加され、8項目となった。

3 第3段階の緩和（2020年5月27日決定、2020年6月6日実施）

2020年5月27日、連邦参事会は、第1・第2段階の制限措置の緩和にもかかわらず、新規感染者数・死亡者数等の疫学的指標に増加がなかったことに鑑み、第3段階の緩和措置を決定し、同年6月6日から実施した。主な緩和事項は、次のとおりである⁽⁷¹⁾。

動物園、植物園、プール、映画館、劇場、カジノ、遊園地、キャンプ場、夏の観光施設、風俗業等の営業；300人以下のイベント又は集会；高等学校・大学・その他の教育機関の教室での授業；全てのスポーツのトレーニング；子ども・青少年向けのホリデーキャンプ；レストランの大人数での会食（ただし、5人以上のグループで会食する場合には、グループの1人の詳細な連絡先を記入することが義務付けられる。また、着席での飲食が引き続き要求される。）。

なお、第3段階の緩和実施に先立って、2020年5月28日には全ての形態の宗教的礼拝及び宗教的儀式が許可され、2020年6月1日には公共空間での署名活動が許可された。また、公共空間での人の集まりの制限は、2020年5月30日に5人以下から30人以下に緩和されている。

連邦参事会はまた、2020年5月27日に、感染症法第7条にいう非常事態の適用を、同年6月19日で終了させることを併せて決定した⁽⁷²⁾。その後は感染症法第6条にいう特別事態の下で対策を講じていくこととなる。スイスの新型コロナウイルス感染症対策は、ここに1つの画期を迎えることとなった。

第3段階の緩和後に、スイスになお残存している主な制限措置としては、①公共空間での30人超の人の集まり、②300人超のイベント又は集会、③密接な身体的接触を伴うスポーツ競技（柔道、レスリング、ボクシング、ラグビー、アメリカンフットボール等）がある。

その後、2020年6月5日、連邦保健庁は広報キャンペーンのキャンペーンカラーを、ピンク色から青色に切り換えた⁽⁷³⁾。青色は、平時を意味する緑色よりもリスクが高いが、黄色よりはリスクが低いことを意味している。また、この日までに、新たな距離・衛生に関するルールとして、「症状が出た場合には直ちに検査を受け家に留まる」、「可能な場合には常に接触相手の詳細を記録に残し追跡できるようにしておく」の2項目がピクトグラムと共に追加され、当該ルー

(69) “Neues Coronavirus: Die Kampagne „So schützen wir uns“ wechselt auf Pink,” 2020.4.30. *ibid.* <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-78968.html>>

(70) このルールには「勧奨（Empfehlung）」の語が冒頭に付されており、他のルールよりも連邦保健庁の勧告の強度は弱くなっている。

(71) “Coronavirus: Bundesrat beschliesst weitgehende Lockerungen per 6. Juni,” 2020.5.27. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-79268.html>>

(72) *ibid.*

(73) “Coronavirus: Die BAG-Kampagne ist neu blau und fokussiert auf das Contact Tracing,” 2020.6.5. BAG HP <<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/das-bag/aktuell/medienmitteilungen.msg-id-79373.html>>

ルはこれまでの8項目と合わせて計10項目となった。

国境規制については、既に2020年5月16日からオーストリア及びドイツからの入国が認められていたが、シェンゲン圏の多数国の方針に倣い、2020年6月15日から、全てのEU/EFTA諸国及び英国からの入国が認められることになった⁽⁷⁴⁾。

おわりに

本稿で紹介した第2次命令は、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態の下での措置を定める命令である。したがって緊急事態の鎮静後は、通常の状態の法体系・法令と、形式・内容の両面で整合を図る必要がある。

連邦参事会は新型コロナウイルス感染症対策のため、この第2次命令のほか、関連する多数の措置を、連邦憲法等に直接基づき、いわゆる緊急命令として発令した。2020年4月29日、連邦参事会は第2段階の制限措置の緩和と同時に、当該の命令を連邦法に転換するため、同年6月中に当該命令の内容を評価する検討を開始し、同年9月初めに連邦議会に要請することを決定した⁽⁷⁵⁾。緊急命令には期限が付されているため、こうした手続を実施しなければ失効することになる⁽⁷⁶⁾。

緊急事態の下で決定された措置の内容が、通常の状態において必ずしも容認されないのは言うまでもない。その一方で、今回の新型コロナウイルス感染症は、疫学的にも、また経済的・社会的にも長期化し、いわば緊急事態が通常の状態となることが見込まれている。当該措置のうち何を残し何を廃するかを短期間に決定することは、現在のスイスが直面している大きな政策課題であるが、その検討過程及び結果は、「ポスト・コロナ」の時代を生き抜く他の国にとっても、政策立案を行う上での大きな示唆を与えるものと言える。

(74) “Coronavirus: Die Schweiz öffnet die Grenze zu allen EU/EFTA-Staaten am 15. Juni,” 2020.6.5. Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-79365.html>>

(75) “Coronavirus: Überführung der Notverordnungen des Bundesrates in ein dringliches Bundesgesetz,” 2020.4.29. *ibid.* <<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-78929.html>>

(76) 連邦憲法第184条第3項及び第185条第3項は、当該条項に基づき連邦参事会が発令する命令には期限を付さなければならないことを明記している。感染症法第7条（更に遡れば連邦憲法第185条第3項）を根拠とする第2次命令にも、同令を発効から最大6か月間に限って適用する旨の規定が置かれている（令第12条第3項）。

資料：2020年3月13日の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）克服のための措置に関する第2次命令（COVID-19第2次命令）〔2020年4月17日内容現在〕の翻訳

スイス連邦参事会は、

2012年9月28日の感染症法の第7条、人の自由な移動に関する1999年6月21日のスイス連邦と欧州共同体及びその加盟国との間の協定の附属書Iの第5条、並びに国境を越える人の移動を律する規定に関する欧州連合の法典（シェンゲン国境法典）に関する2016年3月9日の欧州議会及び理事会規則（EU）2016/399の第28条に基づき、

次のとおり命令する。

第1章 一般規定

第1条 主題及び目的

- 1 この命令は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染のリスクを低減し、それを克服するため、市民、組織、機関及び邦に適用される措置を命じるものである。
- 2 当該措置は、次に資するものとする。
 - a. スイスにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を防止又は阻止すること。
 - b. 感染の頻度を減らし、感染の連鎖を断ち、局所的な感染爆発を防止又は阻止すること。
 - c. 高リスクの者を保護すること。
 - d. 特に、市民に適切なケアと十分な医薬品を供給するのに必要とされる条件を維持することについて、感染症を管理するスイスの能力を確保すること。

第1a条 邦の責任範囲

この命令で別段の定めがない限り、邦はその責任範囲を保持する。

第1b条 実施

邦は、連邦が実施に責任を負わない限り、その領域での措置の遵守を監視する。

第2章 医療保健を供給する能力の維持

第1節 原則

第2条 原則

- 1 COVID-19〔新型コロナウイルス感染症〕を管理するスイスの能力を維持するため、特に市民に適切なケアと十分な医薬品を供給するのに必要とされる条件を保証するため、特に以下の措置を講じなければならない。
 - a. 高リスク国及び高リスク地域からの人の入国並びに財の輸入及び輸出を制限するための措置
 - b. 医療保健の供給のために重要な物品の輸出管理
 - c. 重要医薬品等の供給を確保するための措置

- 2 高リスク国又は高リスク地域とは、特に、当局が COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] を予防し克服するために例外的な措置を命じている国又は地域をいう。高リスク国及び高リスク地域の一覧は、この命令の別表第 1 で公表している。連邦司法警察省 (EJPD) は、連邦内務省 (EDI) 及び連邦外務省 (EDA) と協議して、当該一覧を作成し、継続的に更新する。

第 2 節 国境通過の制限

第 3 条 国境通過及び管理

- 1 国境管理を所轄する官庁は、次の要件の少なくとも 1 つを満たしている場合を除き、人が高リスク国又は高リスク地域からスイスに入国することを拒否する。
 - a. 同人がスイスの市民権を有している場合
 - b. 同人が渡航文書及び次のいずれかを有している場合
 1. 滞在権 (特にスイスの滞在許可証)、国境を越える通勤許可証、医療保健部門の専門家としての「業務上の協議」又は極めて重要な「公的訪問」の目的でスイスが発行した査証
 2. 滞在許可の保証
 - c. 同人が人の自由移動に関する協定に基づく権利を有し、スイスに入国する仕事関連の理由があり、登録確認書⁽⁷⁷⁾を所有している場合
 - d. 同人が商業目的で財を輸送しており、当該財の貨物引渡通知書⁽⁷⁸⁾を所有している場合
 - e. 同人が、入国が許可されている他の国に直行することを意図して、単なる通過のためにスイスを移動する場合
 - f. 同人が極度の必要かつ緊急な状況にある場合
 - g. 同人が医療保健部門の専門家であり、重要な職業上の理由のためにスイスに入国する必要がある場合
- 1 の 2 第 1 項第 b 号 1 の国境を越える通勤許可証による入国は、仕事関連の目的に対してのみ許可される。
- 2 入国しようとする者は、上記の要件の少なくとも 1 つを満たしているという信頼できる証拠を提示しなければならない。国の移民事務局は、必要な通知を発出する。
- 3 所轄官庁による決定は直ちに執行することができる。当該決定に対する異議申立てには、一時差止めの効力はない。2005 年 12 月 16 日の外国人統合法 (AIG) 第 65 条⁽⁷⁹⁾が準用される。
- 4 AIG [外国人統合法] 第 115 条⁽⁸⁰⁾の刑事規定は準用される。入国に関する規定に違反した場合、入国を禁止することもできる。
- 5 空港でシェンゲン圏内の国境及び圏外からの国境を越えようとする外国人も、同様に、第 1 項の要件の少なくとも 1 つが満たされない限り入国を拒否することができる。EJPD [連

(77) 登録確認書 (Meldebestätigung [ドイツ語] / attestation d'annonce [フランス語] / attestato di notifica [イタリア語]) は、居住地を住民登録事務所に登録する際に、要求に応じて発行される登録の証拠となる書類。所持者の自宅住所の公式の証明となる。

(78) 輸送品の明細 (品目名、個数、届け先等) を示す納品書。

(79) 外国人統合法第 65 条は、空港における入国拒否及び国外退去を規定する。

(80) 外国人統合法第 115 条は、外国人の不法入国、不法滞在、無許可就労等に対する罰則を規定している。

邦司法警察省] は、EDI [連邦内務省] 及び EDA [連邦外務省] と協議して、当該措置を適用する高リスク国又は高リスク地域を決定する。この場合、第 2 項及び第 4 項が準用される。

第 3a 条 買物ツーリズムの禁止

高リスク国である隣国から国境検問所を越えて財を国内に持ち込むことは、当該の財が専ら買物ツーリズムに資する旅行中に取得された場合、禁止される。

第 4 条 国境を越える旅客輸送及び財の輸送に関する規定

- 1 EJPD [連邦司法警察省] は、EDI [連邦内務省]、連邦環境・運輸・エネルギー・通信省 (UVEK)、連邦財務省 (EFD) 及び EDA [連邦外務省] と協議して、高リスク国又は高リスク地域からの道路、鉄道、船舶及び航空の旅客輸送に関する制限を決定する。
- 2 [連邦司法警察省は、] 特に、個々の輸送形態の旅客輸送を特定の経路、路線又は航空便に制限し、高リスク国若しくは高リスク地域からの旅客輸送のための個々の国境検問所、港若しくは空港を閉鎖すること、又は高リスク国若しくは高リスク地域からのスイスへの旅客輸送を全て禁止することができる。
- 3 国境を越える旅客輸送の制限は、別表第 2 に記載する。
- 4 連邦税関 (EVK) は、状況がそれを必要とする場合及び期間について、旅客輸送及び財の輸送のための小規模な補助的国境検問所の閉鎖を、独立して命令し、実施することができる。同税関は、命令したいかなる閉鎖についても、直ちに EJPD [連邦司法警察省]、UVEK [連邦環境・運輸・エネルギー・通信省] 及び EDA [連邦外務省] に通知する。同税関は、閉鎖されている国境検問所に閉鎖の旨を標示し、そのウェブサイト上で、開放されている国境検問所の現在の一覧を公表する。
- 5 同税関は、経済に関する国の供給 [国による経済供給] を維持するために重要な財、及び優先される職業集団に属する者、特に医療保健部門で働く者のための優先レーン (グリーンレーン) を設置する国境検問所を決定する。同税関は、経済に関する国の供給 [国による経済供給] の組織の物流部門と協力して、重要な財にグリーンレーンを使用するための条件を定める。同税関は、優先される職業集団に属する者によるグリーンレーンの使用に関して、邦の意見を聴取する。同税関は、そのウェブサイト上で、グリーンレーンの現在の一覧及びその使用条件を公表する。

第 4a 条 査証の付与

シェンゲンビザ及びスイスビザの付与並びに別表第 1 の高リスク国又は高リスク地域からの者への査証の発行は停止される。ただし、極度の必要かつ緊急な状況にある者又は重要な医療保健部門の専門家である者からの申請は、上記の規定の例外とする。

第 3 節 防護用品の輸出規制

第 4b 条 輸出許可

- 1 別表第 3 に記載される防護用品及び重要医薬品をスイスの関税領域⁽⁸¹⁾から輸出するに

(81) 「関税領域」とは、関税法令が適用される領域をいう。

は、連邦経済事務局（SECO）⁽⁸²⁾の許可を必要とし、場合によっては、これに加えて医薬品及び麻酔薬に関する法令に基づく許可を必要とする。

- 2 第1項の規定は、次の防護用品及び重要医薬品の輸出には適用しない。
 - a. EU加盟国、欧州連合の機能に関する2007年12月13日の条約（統合版）の附属書Ⅱに掲載された海外の国及び領土⁽⁸³⁾、ノルウェー、アイスランド、連合王国、フェロー諸島、アンドラ、サンマリノ、バチカン市国向けで、互恵性⁽⁸⁴⁾が保証されている場合
 - b. 職務を遂行し又は応急処置を提供するために、医療、災害救援及び民間防衛を行う者によって行われる場合
 - c. その他の者が自分の個人的な使用のために行う場合
 - d. 国際輸送サービスを行うバス、鉄道、航空機又は船舶における応急処置又はその他の緊急の場合のための装備品として行う場合
 - e. 次の者に提供する場合
 1. スイスの外国代表部、外交使節団及び欧州対外国境管理協力機関のために配備されている者⁽⁸⁵⁾
 2. 国外にあるスイスの公的機関
 3. 国外に配備されているスイス軍の構成員
 4. 国際警察使節団又は民間人の国際平和維持使節団のスイスの構成員

第4c条 手続及び決定

- 1 申請は、SECO [連邦経済事務局] が運営する ELIC 電子的許可プラットフォーム⁽⁸⁶⁾に提出しなければならない。
- 2 SECO [連邦経済事務局] は、完全に必要事項が記入された申請を受理した日の翌日を含む5営業日以内に決定を行う。特に時日を要する事情の解明が必要な場合、当該期限は更に5営業日延長することができる。
- 3 SECO [連邦経済事務局] は、決定を電子的な形式で申請者に通知する。
- 4 当該許可は、スイス国内の、医療保健施設、その他の医療関係者、患者、市民保護及び民間防衛、並びに救助及び治安当局及び組織に、別表第3の防護用品及び重要医薬品が十分にある場合に付与される。
- 5 SECO [連邦経済事務局] は、決定を行う前に、連邦経済供給庁、連邦保健庁（BAG）、連邦市民保護庁及び衛生サービス調整部門（KSD）の意見を聴取する。当該所轄機関は、特に、第4e条第2項から第4項までの報告義務に従って報告された防護用品又は重要医薬品の数量を明言しなければならない。

⁽⁸²⁾ 前掲注(42)参照。

⁽⁸³⁾ 具体的には、グリーンランド、ニュー・カレドニア及びその附属島嶼、仏領ポリネシア等がある。

⁽⁸⁴⁾ 特恵的な関税率、貿易割当数量及びその他の商業上の制限の譲許が相互に付与されること。

⁽⁸⁵⁾ 欧州対外国境管理協力機関（Frontex）は、EU加盟国と非加盟国の間の国境警備を実施する国境警備隊の活動を調整する機関。

⁽⁸⁶⁾ 財統制法（Güterkontrollgesetz）又は戦争物資法（Kriegsmaterialgesetz）の規制対象となる民生・軍事両用の工業製品、軍事物資、戦略物資等の取引を電子的に記録し処理するための電子的許可システム。英語版は SECO HP <https://www.seco.admin.ch/seco/en/home/Aussenwirtschaftspolitik_Wirtschaftliche_Zusammenarbeit/Wirtschaftsbeziehungen/exportkontrollen-und-sanktionen/elic.html> からアクセス可能である。

- 6 SECO [連邦経済事務局] は、外国の当局と協議し、関連する情報を当該当局に提供し、当該当局から受け取った情報を判断に際して考慮に入れることができる。
- 7 許可を付与するか否かの決定は、当該輸出が次の者を支援するか否かという問題を必要に応じて含め、関連する全ての考慮事項に基づかなければならない。
 - a. スイスに支援要請を行った国又は国際機関
 - b. ジュネーブ難民条約により保護されている国外の援助組織
 - c. 世界保健機関（WHO）の地球規模感染症に対する警戒と対応ネットワーク（GOARN）

第4節 重要医薬品等の供給

第4d条 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を予防し克服するために重要かつ緊急に必要とされる医薬品、医療機器、防護用品（重要医薬品等）は、別表第4の一覧に記載する財とする。
- 2 BAG [連邦保健庁] は、当該一覧について責任を負い、調達する財に関して、軍薬剤廠、シュピーツ研究所⁽⁸⁷⁾、経済に関する国の供給 [国による経済供給] の組織の医薬品部門と協議して継続的に更新し、その都度必要とされる数量を決定する。

第4e条 報告の義務

- 1 邦は、その医療保健施設における重要医薬品等の現在の在庫について、KSD [衛生サービス調整部門]に定期的に報告する義務を有する。第2項及び第3項が引き続き留保される。
- 2 邦、病院、医薬品の製造業者及び販売業者は、別表第4の1に掲載されている医薬品の在庫の現状について、経済に関する国の供給 [国による経済供給] の組織の医薬品部門に定期的に報告する義務を有する。
- 3 実験施設並びに体外診断用医薬品（「COVID-19 検査薬」）の製造業者及び販売業者は、当該検査薬の在庫の現状について、シュピーツ研究所に定期的に報告する義務を有する。
- 4 KSD [衛生サービス調整部門] は、重要医療品等を保管する企業に在庫の報告を請求することができる。

第4f条 重要医薬品等の調達

- 1 邦及びその医療保健施設、公益団体（スイス赤十字社等）並びに第三者（実験施設、薬局等）への重要医薬品等の供給を支援するため、通常の調達経路を通じて必要を満たすことができない場合、重要医薬品等を調達することができる。
- 2 不足する重要医薬品等は、第4e条により送付されたデータの根拠に基づき決定される。
- 3 次の官庁は、BAG [連邦保健庁] の委任により、第1項の重要医薬品等の調達を所轄する。
 - a. 医療機器及び防護用品については、軍薬剤廠
 - b. 医薬品については、経済に関する国の供給 [国による経済供給] の組織の医薬品部門と協力したBAG [連邦保健庁]
- 4 当該所轄官庁は、重要医薬品等の調達を第三者に委任することができる。

⁽⁸⁷⁾ シュピーツ研究所（Labor Spiez）は、連邦防衛・市民保護・スポーツ省に属する連邦政府の研究機関で、NBC兵器（大量破壊兵器である核兵器、生物兵器、化学兵器の総称）等からスイス市民を防衛・保護するための科学技術的研究・助言を行う。ベルン邦シュピーツに所在する。

第4g条 重要医薬品等の割当て

- 1 邦は、必要に応じて、KSD [衛生サービス調整部門] に割当申請を提出する。
- 2 割当ては、各邦の供給状況及び現在の症例数に基づいて継続的に行われる。
- 3 KSD [衛生サービス調整部門] は、BAG [連邦保健庁] 及び経済に関する国の供給 [国による経済供給] の組織の医薬品部門と協力して、重要医薬品等を、邦、公益団体及び第三者に割り当てることができる。
- 4 シュピーツ研究所は、BAG [連邦保健庁] と協力して、体外診断用医薬品 (「COVID-19 検査薬」) の割当てを所轄する。当該割当ては、スイスで利用可能な全ての検査薬に適用される。

第4h条 重要医薬品等の配送及び配布

- 1 連邦又はそれが委任する第三者は、第4f条により調達された重要医薬品等を、各邦の中央配布センターに確実に配送する。例外的な場合には、連邦は邦との取決めにより、要求が正当である施設及び組織に直接供給することができる。
- 2 邦は、受取人に直接配送されない財について当該邦の配布センターを指定し、これを連邦の所轄官庁に通知する。
- 3 邦は、その領域において、配送された重要医薬品等が、必要に応じてかつ適時に配布されることを確実にしなければならない。

第4i条 費用

- 1 重要医薬品等の調達費用は、連邦が当該財を調達する場合、連邦によって立て替えられる。
- 2 邦、公益団体及び第三者は、連邦が第4f条第1項の調達の責任を負った場合、配送された重要医薬品等の購入費用を、可能な限り早く連邦に支払わなければならない。
- 3 連邦は、調達した重要医薬品等を邦に配送する費用を負担する。
- 4 邦は、当該の重要医薬品等を当該邦内で配布する費用を負担する。

第4j条 徴集

- 1 第4f条にいう重要医薬品等の供給が保証できない場合、EDI [連邦内務省] は、別表第4の1の医薬品の十分な在庫を有する個別の邦又は公的医療保健施設に対して、当該在庫の一部を他の邦又は医療保健施設に配送するよう義務付けることができる。邦又は医療保健施設は、当該財及び当該配送の費用を、受取人に買入れ価格で直接請求する。
- 2 EDI [連邦内務省] は、第1項の要件に従って、企業が保有する重要医薬品等を徴集することができる。連邦は、買入れ価格で補償を行う。

第4k条 製造

- 1 第4f条にいう重要医薬品等の供給を他の方法で保証できない場合、連邦参事会は、製造業者に対して、重要医薬品等の製造、当該財の生産の優先又は生産量の増加を義務付けることができる。
- 2 連邦は、生産の転換又は公的でない注文の取消しの結果として、製造業者が財政上の損失を被る場合、第1項に基づく生産の費用を拠出することができる。

第4l条 医薬品の承認義務の例外

- 1 COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] 患者の治療のために別表第5の有効成分で製造された医薬品は、当該有効成分を含む医薬品の承認申請を提出した後、スイスメディック⁽⁸⁸⁾が承認の決定を行うまでの間、承認なしで上市する⁽⁸⁹⁾ことができる。承認申請の審査においては、スイスメディックは、リスク便益分析に基づいて、現行の医薬品法に基づく当該医薬品に関連する要件の緩和を許可することができる。
- 2 スイスでコロナウイルスの予防及び克服のために使用される別表第4の1の有効成分を含むスイスで承認された医薬品の承認の修正は、それに対応する修正申請を提出した後直ちに行うことができる。スイスメディックは、リスク便益分析に基づいて、現行の医薬品法に基づく当該修正に関連する要件の緩和を許可することができる。
- 3 連邦保健庁は、スイスメディックから聴取した後に、別表第5の一覧を継続的に更新する。
- 4 スイスメディックは、リスク便益分析に基づいて、スイスでコロナウイルスの予防及び克服のために使用される医薬品の承認に際して、認可された製造工程の変更を許可することができる。スイスメディックは、スイスでコロナウイルスの予防及び克服のために使用される医薬品の承認前の上市を、技術的事項に責任を有する者が許可する基準を定める。

第4m条 医薬品の輸入に関する規定の例外

- 1 病院の薬局で医薬品に関する責任を有している薬剤師は、COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] 患者の治療のために、別表第5の有効成分を含む未承認の医薬品を輸入することができる。卸売許可又は輸入許可を有する企業は、当該医薬品を輸入するよう委託を受けることができる。
- 2 当該輸入については、財が到着した翌日から10日以内にスイスメディックに報告しなければならない。
- 3 スイスメディックは、スイスにおけるコロナウイルスの予防及び克服のため、スイスで承認されているある医薬品が一時的に入手できず、かつそれと本質的に同一の医薬品がスイスでは承認されておらず入手できない場合に限り、当座の解決策として、当該医薬品 [の同一物である未承認の輸入医薬品] の一時的な上市を承認することができる。

第4n条 医療機器の例外

- 1 スイスメディックは、当該機器をスイスにおけるコロナウイルスの予防及び克服のために使用することが公衆衛生又は患者の安全若しくは健康に益し、かつ、当該機器の目的とする用途の下で、基本的な要求が充足され、有効性及び性能が十分に証明されている場合に限り、申請に応じて、2001年10月17日の医療機器令 (MepV) 第10条にいう適合性評価手続⁽⁹⁰⁾を受けていない医療機器の上市及び使用開始を許可することができる。

⁽⁸⁸⁾ Swissmedic. スイス医薬品庁 (Schweizerisches Heilmittelinstitut; [英訳] Swiss Agency for Therapeutic Products) の通称。連邦内務省に属する公的機関で、スイスにおける医薬品の臨床試験の承認、医薬品の製造許可、医薬品の承認、医薬品の監視等を行っている。“The tasks.” Swissmedic HP <<https://www.swissmedic.ch/swissmedic/en/home/about-us/swissmedic--swiss-agency-for-therapeutic-products/patients-and-users.html>>

⁽⁸⁹⁾ 「上市(じょうし)する」とは、新製品を初めて市場に出すことをいう。新村出編『広辞苑 第7版』岩波書店、2018、p.1436。

⁽⁹⁰⁾ 前掲注(44)参照。

- 2 第1項のリスク衡量の際には、スイスメディックは特に、スイスにおけるコロナウイルスの予防及び克服のためにBAG [連邦保健庁]により明らかにされた調達需要を考慮に入れる。
- 3 当該許可は、スイスの販売業者、申請を行った機関又は医療保健施設に与えられる。当該許可は、期限を付して、又はその他の条件若しくは要件の下で行うことができる。
- 4 MepV [2001年10月17日の医療機器令]にいう製品の監視に関する義務、特に関係する重大なインシデント⁽⁹¹⁾の収集及び報告に関する義務は、引き続き適用される。

第40条 個人用防護用品の例外

- 1 スイスで製造され上市されたか又はスイスに輸入され上市された別表第4の3の防護用品について、当該用品をスイスにおけるコロナウイルスの予防及び克服のために使用することが公衆衛生又は患者の安全若しくは健康に益する場合、2017年10月25日の個人用防護用品令 (PSAV) 第3条第2項にいう適合性評価の原則及び手続から逸脱することができる。
- 2 第1項の逸脱は、PSAV [2017年10月25日の個人用防護用品令]の現行の法令上の要求を考慮した適切な安全性の水準が保証され、かつ、当該用品が次に従って製造されている場合に限り、許可される。
 - a. 保留中の適合性評価手続を有する欧州整合規格
 - b. WHO [世界保健機関]のガイドラインで言及されている規格
 - c. その他の欧州規格ではない規格又はその他の技術的な解決策 [ソリューション]
- 3 製品の安全性に関する命令の第5章にいう市場監視の実施に関する2010年6月18日の連邦経済・教育・研究省令第3条に従って、別表第4の3の個人用防護用品について所轄する管理機関は、第2項の特定の技術的な解決策 [ソリューション]を審査し許可する。

第3章 市民、組織及び機関に適用される措置

第5条 学校、高等教育機関及びその他の教育訓練機関

- 1 学校、高等教育機関及びその他の教育訓練機関における対面式のイベントは禁止される。
- 2 既に期日が定められている試験は、適切な保護措置が遵守されている場合、実施することができる。
- 3 邦は、私的にケアを受けられない子どもに必要な保育サービスが提供されるのを確実にする。高リスクの者は、当該サービスの提供に関与してはならない。
- 4 保育園は、所轄する官庁が代替の適切な保育サービスの提供を予定している場合に限り、閉鎖することができる。

第6条 イベント及び事業

- 1 スポーツイベント及びクラブ活動を含む、一般公開又は非公開のイベントの実施は禁止する。
- 2 一般公開される次の施設は、公衆に対して閉鎖されなければならない。

(91) 「インシデント」とは、結果的に事故には至らなかったものの、それを引き起こす可能性があった事態をいう。

- a. 商店、市場
 - b. レストラン
 - c. バー、ディスコ、ナイトクラブ、風俗営業施設
 - d. 娯楽施設及びレジャー施設、特に博物館、図書館、映画館、コンサートホール、劇場、カジノ、スポーツセンター、フィットネスセンター、水泳プール、スパ、スキー場、動植物園、動物園
 - e. 理髪店、マッサージパーラー、タトゥースタジオ、化粧品スタジオ等、身体的接触を伴う個人的なサービスを提供する施設
 - f. キャンプ場
- 3 第2項は、次の施設及びイベントには適用しない。
- a. 食料品や日常的な必需品を提供している場合に限り、食料品店及びその他の商店（例. 新聞販売店、ガソリンスタンド）
 - b. 持ち帰り（テイクアウト）軽食店、職員用食堂、食事の配達サービス、ホテルの宿泊客向けレストラン
 - c. 薬局、ドラッグストア、医療補助器具（眼鏡、補聴器等）を提供する商店
 - d. 郵便局及び簡易郵便局
 - e. 電気通信事業者の営業店舗
 - f. 銀行
 - g. ガソリンスタンド
 - h. 鉄道駅及びその他の公共交通施設
 - i. 輸送手段のための修理工場
 - j. 官公庁
 - k. 社会福祉施設（例. 相談窓口）
 - l. 近親者の葬儀
- m. 病院、診療所、医療開業所等の医療保健施設、並びに連邦法及び邦法に基づく医療保健の専門家による施術を行う施設
- n. ホテル及び宿泊施設並びに長期レンタル用及び移動型民族集団用のトレーラーハウス及びキャンピングカーのための滞泊地
- 4 第3項の施設及びイベントは、衛生及び社会的距離に関する連邦保健庁の勧奨を遵守しなければならない。その場所にいる者の数は当該勧奨に応じて制限され、人の集まりは防止されなければならない。

第6a条 企業の総会

- 1 企業の総会に際しては、主催者は、予想される参加者の数にかかわらず、また当該総会招集の通知期間を遵守することなく、参加者に、次のいずれかの方法に限って、その権利を行使するよう指示することができる。
 - a. 書面又は電子的形態による方法
 - b. 主催者が任命する独立の議決権代理人による方法
- 2 主催者は、第12条第6項にいう期間内に決定しなければならない。指示の通知は、当該イベントの4日前までに、書面で通知するか又は電子的に公表しなければならない。

第7条 例外

邦の所轄官庁は、次のいずれも満たす場合に、第5条及び第6条にいう禁止の例外を許可することができる。

- a. 例えば教育機関のため、及び供給に問題が発生した場合等、圧倒的に大きな公益が当該の例外を必要としていること。
- b. 教育機関、主催者又は経営者が、次の予防措置を含む保護計画を提出すること。
 1. 病気の者又は具合の悪さを感じている者を除外するための措置
 2. 高リスクの者を保護するための措置
 3. 手の衛生、社会的距離〔ソーシャル・ディスタンス〕の保持、咳や鼻水の症状のある人の衛生等の一般的な保護措置についてその場所にいる者に情報提供するための措置
 4. 衛生及び社会的距離に関する BAG〔連邦保健庁〕の勧奨を遵守するための空間的な配置の調整

第7a条 市民への食料の供給

- 1 2012年8月29日の郵便令第1条第a号にいう郵便サービス事業者は、オンラインで注文された食料品及び日常的な必需品を、国の全土で毎日、市民に配達する権限が与えられる。
- 2 郵便サービス事業者が連邦郵便委員会⁽⁹²⁾に登録されている場合、日曜日の労働に対する SECO〔連邦経済事務局〕の例外許可や、関連する配達に対する日曜日運転禁止の例外許可は必要としない。
- 3 1958年12月19日の道路交通法第3条第3項の適用に際して、郵便サービス事業者は、第1項の配達に対して、特に町の中心部及び歩行者専用区域において、運転禁止及びその他の交通上の制限の遵守を免除される。

第7b条 [スイス] ポストによるユニバーサルサービスの供給

UVEK〔連邦環境・運輸・エネルギー・通信省〕は、[スイス]ポスト⁽⁹³⁾からの正当な要求に基づいて、2010年12月17日の郵便法(PG)にいうユニバーサルな郵便サービス及びユニバーサルな決済取引サービスの一部を構成する地区的、地域的又は複数の地域にまたがるサービスの一時的な制限又は一時的な選択的停止を許可することができる。PG〔2010年12月17日の郵便法〕にいう財の輸送及び決済取引は、可能な限り維持されなければならない。

第7c条 公共空間における人の集まりの禁止

- 1 公共空間、特に公共の場所、歩道又は公園において5人を超えて人が集まることは禁止される。
- 2 5人以下の集まりの場合、各人の間は、2メートル以上の間隔が保たれなければならない。
- 3 警察及び邦により権限が付与された実施機関は、公共空間における基準の遵守を確実にする。

⁽⁹²⁾ Eidgenössische Postkommission ((英訳略称) PostCom). 連邦環境・運輸・エネルギー・通信省(UVEK)に属するスイスの郵便事業監督機関。“Homepage PostCom.” Federal Postal Services Commission (PostCom) HP <<https://www.postcom.admin.ch/en/homepage-postcom/>>

⁽⁹³⁾ Post. スイスの郵便サービス事業者であるスイスポスト(SwissPost)を指す。2013年に、国営企業から、連邦政府が100%の株式を所有する株式会社に経営形態を転換している。

第7d条 建設現場及び産業における予防措置

- 1 建設業及び附帯工事業並びにその他の産業の雇用主は、衛生及び社会的距離に関するBAG〔連邦保健庁〕の勧奨を遵守することが義務付けられる。これに加えて、特に、建設現場及びその他の事業所にいる人の数は相応して制限する必要がある、建設現場及びその他の事業所の組織はそれに適合しなければならず、特に休憩室及び職員用食堂の使用は適切な方法で制限しなければならない。
- 2 1964年3月13日の雇用法第6条の健康保護規定の適用について、同法及び労災保険に関する1981年3月20日の連邦法にいう実施官庁は、第1項の実施に責任を負う。
- 3 邦の所轄官庁は、第1項の義務が遵守されなかった場合、個別の事業所又は建設現場を閉鎖することができる。

第7e条 特別なりスクの状態にある邦の例外

- 1 疫学的な状況に基づいて、ある邦で市民の健康に特別なりスクが存在している場合、連邦参事会は、正当な要求に基づいて、当該邦に、限定された期間かつ指定された地域について、指定された経済部門の活動を制限し又は一時停止するよう命令する権限を付与することができる。
- 2 連邦参事会は、次の要件が満たされている場合、第1項の要求の全部又は一部について許可することができる。
 - a. 当該邦が、他の邦による支援を受けた後でもなお、医療保健の供給について十分な収容能力を使用することができないこと。
 - b. 関係する部門が、第7d条第1項の予防措置を実施する状態にない高い蓋然性があること。
 - c. ソーシャルパートナー⁽⁹⁴⁾が、聴取の後で、第1項の予定している措置に同意していること。
 - d. 日常的な需要を満たす物品及び不可欠なサービスの市民への供給並びに医療保健施設及びその仕入先への供給が引き続き保証されること。
 - e. 当該の経済部門の機能する能力が、国境を越える通勤者の不在により損なわれていること。
- 3 邦によって講じられた措置が、連邦参事会が授権したものを超過する場合、当該邦に対する連邦からの短時間労働に対する補償⁽⁹⁵⁾は行われぬ。
- 4 連邦参事会は、日常的な需要を満たす物品及び不可欠なサービスの利用可能性のために重要な経済部門又は企業を、個別的に、活動の制限又は一時停止から除外することができる。
- 5 邦の労働安全衛生検査官に、当該企業が第7d条第1項の予防措置を実施していることを

⁽⁹⁴⁾ 労使団体及び経済団体。

⁽⁹⁵⁾ 新型コロナウイルス感染症により経営が悪化した企業が、解雇を避けるために従業員と合意の上で短時間労働を導入（短縮した労働時間分の給与は支払われない）した場合、雇用主の申請に基づいて邦が承認すると、従業員は失った給料の80%を補償される（“Short-time working compensation.” work.swiss HP <<https://www.arbeit.swiss/se-coalv/en/home/menue/unternehmen/versicherungsleistungen/kurzarbeit.html>>）。本項の規定は、邦が連邦による授権の範囲を超過して措置を講じた場合、連邦が、この短時間勤務補償に関する費用の補償を邦に対して行わないというペナルティが科されることを意味する。

信用させることができる企業は、引き続きその事業を行うことができる。

第 8 条 実施機関の検査及び協力の義務

- 1 邦の所轄官庁は、予告なしにいつでも、企業及び現場の検査を行うことができる。
- 2 企業の経営者、主催者及び雇用主は、邦の所轄官庁に、施設及び現場への立入りを許可しなければならない。
- 3 現地での検査が実行された際に、邦の所轄官庁から発せられた指示は、直ちに実行されなければならない。

第 9 条 [削除]

第 4 章 医療保健の供給

第 10 条 報告の義務

邦は、次の情報を定期的に KSD [衛生サービス調整部門] に報告する義務を負う。

- a. 病院のベッドの総数及び占有率
- b. COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] の疾病の治療のために予定された病院のベッドの総数及び占有率、並びに COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] の疾病の治療を現在受けている患者の数
- c. 病院の集中治療用ベッドの総数及び占有率、並びに現在集中治療で治療中であり人工呼吸が施されている COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] の患者数
- d. 体外式膜型人工肺 (ECMO) 用器具の総数及び占有率
- e. [削除]
- f. 病院の医療・看護職員の可用性に関する記述
- g. 最大収容人数、すなわち、使用可能なベッド数及び職員数を考慮した、当該邦の病院で治療できる全ての患者及び COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] 患者の総数

第 10a 条 医療保健施設の義務

- 1 邦は、非公開の病院及び診療所に対して、その施設を患者の受入れに使用可能なものとするよう義務付けることができる。
- 2 第 6 条第 3 項第 m 号の医療保健施設、特に病院及び診療所、医療開業所及び歯科医療開業所においては、緊急でない医療検査、治療及び施術 (医療介入) の実施は禁止される。
- 3 緊急でない医療介入とは、特に、次のような介入をいう。
 - a. 関係者が僅かな身体的及び心理的不満や障害を超える不利益を被ると予想される場合を除き、後で実施することができるもの
 - b. 主に又は完全に、審美的な目的、パフォーマンスの向上又はウェルビーイング⁽⁹⁶⁾に資するもの
- 4 医療保健施設は、特に医療保健の供給、市民保護及び民間防衛の分野並びに救急並びに公共の安全及び秩序維持に責任を有する官庁及び組織で勤務する者又は勤務することが予定

⁽⁹⁶⁾ 世界保健機関 (WHO) 憲章で提示された、身体的、精神的、社会的に良好な状態を説明する語。

されている者に、労働安全衛生上の理由から法律で規定されている医療介入を行うことができる。

- 5 COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] の疾病の結果として業務量が大幅に増加した病院部門では、労働時間及び休憩時間に関する 1964 年 3 月 13 日の雇用法の規定の効力を、非常事態がそれを必要とする期間、一時停止する。ただし、代替休暇又は金銭的補償は、引き続き付与されなければならない。雇用主は引き続きその被用者の健康を保護することに責任を有し、特に十分な休息の時間を付与することに対して配慮しなければならない。

第 5 章 高リスクの者

第 10b 条 原則

- 1 高リスクの者は、家に留まり、人の集まりを避けなければならない。同人は、家を離れる場合には、衛生及び社会的距離に関する BAG [連邦保健庁] の勧奨を遵守できるよう、特別な予防策を講じなければならない。
- 2 高リスクの者とは、65 歳以上の者、及び特に、高血圧、糖尿病、心血管疾患、慢性呼吸器疾患、免疫系を弱める疾患及び治療⁽⁹⁷⁾、がんのいずれかの疾病に罹患している者をいう。
- 3 第 2 項のカテゴリーは、別表第 6 の医学的基準に基づいて精密に規定される。この一覧は網羅的なものではない。個々の症例において、リスクの臨床上の判定は留保されている。
- 4 BAG [連邦保健庁] は、別表第 6 を継続的に更新する。

第 10c 条 高リスクの被用者の健康保護に関する雇用主の義務

- 1 雇用主は、高リスクの被用者がその業務を家から遂行するのを可能にしなければならない。雇用主は、この目的を達成するために適切な組織上及び技術上の措置を講じる。
- 2 当該被用者が通常の業務を家から遂行するのを可能にすることができない場合、雇用主は、雇用契約から逸脱して、当該被用者に、同じ給与で家から遂行し得る同等の代替業務を割り当てる。雇用主は、この目的を達成するために適切な組織上及び技術上の措置を講じる。
- 3 業務上の理由から、職場への高リスクの被用者の出勤の全部又は一部が必須である場合、当該被用者は、次の要件が満たされている場合、職場でその通常の職務を行うことができる。
 - a. 当該の職場が、特に、2 メートルの最小間隔を考慮して、個室又は明確に区切られた作業区域が利用できるように調達されることによって、他の者とのいかなる密接な接触も排除されるように整備されていること。
 - b. 密接な接触を常時回避することができない場合には、STOP 原則（代替措置、技術上の措置、組織上の措置、個人用防護用品）⁽⁹⁸⁾に従って、適切な保護措置が講じられていること。

⁽⁹⁷⁾ 免疫系を弱める治療の具体例としては、免疫抑制剤の服用等がある。

⁽⁹⁸⁾ STOP 原則 (STOP-Prinzip) とは、スイスにおける新型コロナウイルス感染症の感染防止取組の原則で、代替措置 (Substitution: S、距離を確保するためのテレワーク等の労働方法の採用等)、技術上の措置 (technische Massnahmen: T、透明な防護壁の設置や勤務場所の区分け等)、組織上の措置 (organisatorische Massnahmen: O、ローテーションの採用等)、個人用防護用品 (persönliche Schutzausrüstung: P、マスクや手袋等) の 4 項目から構成されている。和田恭「一部店舗の営業再開、感染防止のためのガイドラインを発表 (スイス)」『ビジネス短信』2020.5.1. JETRO HP <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/fdc08bd015967fdd.html>>

- 4 関係する被用者に、第1項から第3項までに従って業務を割り当てるのが不可能である場合、雇用主は、雇用契約から逸脱して、第3項第a号及び第b号の基準が満たされている下で、当該被用者に、同じ給与で同等の代替業務を職場で割り当てる。
- 5 雇用主は、予定している措置を講じる前に、関係する被用者に聴取する。
- 6 雇用主が第1項から第4項までの要件を満たしていない場合又は雇用主が第3項及び第4項に従って措置を講じているにもかかわらず、関係する被用者が、コロナウイルスに関する感染リスクが特別な理由から自分にとって高すぎると判断する場合、当該被用者は、自らに割り当てられた業務の遂行を断ることができる。雇用主は医師の診断書を要求することができる。
- 7 関係する被用者が第1項から第4項までに従って業務を遂行することが不可能である場合又は同人が第6項により割り当てられた業務を断った場合、雇用主は、当該被用者を、給与の支払を継続しつつ、一時帰休させる。
- 8 被用者は、自身の申告により、同人が高リスクである旨を主張する。雇用主は医師の診断書を要求することができる。

第10d条及び第10e条 [削除]

第6章 刑事規定

第10f条

- 1 刑法典に基づくより重大な犯罪となる行為が行われていない限り、第6条の措置を故意に遵守しなかった者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 2 次の者は、罰金に処する。
 - a. 第7c条にいう公共空間における人の集まりの禁止に違反した者
 - b. 第4b条第1項にいう許可が必要な防護用品又は重要医薬品を、当該許可なく輸出した者
 - c. 第4条第4項にいう国境検問所での国境を越える旅客輸送及び財の輸送の制限に違反した者
 - d. 第3a条にいう買物ツーリズムの禁止に違反した者
- 3 次の違反には、2016年3月18日の秩序罰法に基づく手続に従って、100フランの罰金を科すことができる。
 - a. 第7c条にいう公共空間における人の集まりの禁止の違反
 - b. 第4条第4項にいう国境検問所での国境を越える旅客輸送及び財の輸送の制限の違反
- 4 第3a条にいう買物ツーリズムの禁止の違反には、秩序罰法に基づく手続に従って、100フランの罰金を科すことができる。
- 5 連邦税関には、その管轄領域の範囲内で、第3a条及び第4条第4項の違反に対して罰金を科す権限が付与される。当該罰金が直ちに支払われない場合、連邦税関は、所轄する検察官庁に当該案件を送致する。

第7章 最終規定

第11条 他の命令の廃止

2020年2月28日の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）克服のための措置に関する命令は、廃止する。

第12条 発効及び有効期間

- 1 第2項の留保の下で、この命令は2020年3月13日15時30分に効力を有する。
- 2 第5条は、2020年3月16日6時に効力を有する。
- 3 次の各項の留保の下で、この命令は、第1項の発効から最大6か月間適用される。
- 4 第4a条は、2020年6月15日まで適用される。
- 5 [削除]
- 6 [削除]
- 7 第3章（第5条から第8条まで）並びに第10f条第1項、第2項第a号及び第3項にいう措置は、2020年4月26日まで適用される。

別表第1（第2条第2項関係）

高リスク国及び高リスク地域の一覧

全てのシェンゲン圏の国（リヒテンシュタイン公国を除く。）：当該国からの航空輸送を含む全ての交通手段について

他の全ての国：当該国からの航空輸送について

別表第2（第4条第3項関係）

国境を越える旅客輸送の制限

次は、国外からの航空便に適用される。

1. 国外から旅客を輸送する航空輸送は、チューリヒ-クローテン、ジュネーブ-コアントラン、バーゼル-ミュルーズの国際空港に向けて運航することが可能である。
2. その他のスイスの税関空港⁽⁹⁹⁾への国外からの旅客便は、禁止される。
3. 貨物便及び作業便、整備目的の航空便、航空救急便は、旅客便とはみなされない。

(99) 税関空港とは、外国貿易を目的とする航空機の出入りが可能な空港をいう。「東京税関の管轄・機構」東京税関HP <<https://www.customs.go.jp/tokyo/kankatu/3.htm>>

別表第3（第4b条第1項関係）

1. 防護用品

この別表に掲げる物品は、PSAV [2017年10月25日の個人用防護用品令] の規定に対応している。

| カテゴリー | 説明 | 関税番号 (HSコード) [略] |
|--------------------|--|------------------------|
| 保護ゴーグル及び バイザー | <ul style="list-style-type: none"> — 感染の可能性がある物質からの保護を行う。 — 目及びその周辺の領域を覆う。 — フィルター付きフィルタリングフェイスピース (FFP) 保護マスク及び顔面マスクの別のモデルと互換性がある。 — 透明なレンズ — 再利用可能（洗浄及び消毒可能）なもの及び使い捨てのもの | |
| フェイスシールド | <ul style="list-style-type: none"> — 感染の可能性がある物質から、顔の領域と関連する粘膜（例. 目、鼻、口）を保護するための物品 — 透明素材のバイザーを含む。 — 通常の場合に顔面上で固定するための器具（例. バンド、ツル）を含む。 — 下記の口-鼻防護用品を含めることができる。 — 再利用可能（洗浄及び消毒可能）なもの及び使い捨てのもの | |
| 口-鼻防護用品 [マ スク類] | <ul style="list-style-type: none"> — 感染の可能性がある物質から着用者を保護し、また着用者により拡散される感染の可能性がある物質から環境を保護するためのマスク — 上記のフェイスシールドを含めることができる。 — 交換可能なフィルターの有無を問わない。 | |
| 防護服 | <ul style="list-style-type: none"> — 感染の可能性がある物質から着用者を保護し、また着用者により拡散される感染の可能性がある物質から環境を保護するための衣服（例. ガウン、上着） | |
| 手袋 | <ul style="list-style-type: none"> — 感染の可能性がある物質から着用者を保護し、また着用者により拡散される感染の可能性がある物質から環境を保護するための手袋 | |

2. 重要医薬品

| カテゴリー | 説明 | 関税番号 (HSコード) [略] |
|-------------------------------|--|------------------------|
| 有効成分又は記載 された有効成分を 含む医薬品 | <ol style="list-style-type: none"> 1. プロポフォル 2. ミダゾラム 3. ロクロニウム臭化物 4. ベジル酸アトラクリウム 5. シサトラクリウム | |

別表第 4 (第 4d 条第 1 項関係)

重要医薬品、医療機器、防護用品 (重要医薬品等) の一覧

1. 有効成分又は及び記載された有効成分を含む医薬品

1. ロピナビル/リトナビル、2. ヒドロキシクロロキン、3. トシリズマブ、4. レムデシビル、5. プロポフォール、6. ミダゾラム、7. ケタミン、8. デクスメデトミジン、9. エトミデート、10. スフェンタニル、11. レミフェンタニル、12. ロクロニウム臭化物、13. ベシル酸アトラクリウム、14. スキサメトニウム、15. シサトラクリウム、16. ノルアドレナリン、17. アドレナリン、18. インスリン、19. フェンタニル、20. ヘパリン、21. モルヒネ、22. ロラゼパム、23. アジスロマイシン、24. コアモキシシリン、25. ピペラシリン/タゾバクタム、26. メロペネム、27. イミペネム/シラスタチン、28. セフロキシム、29. セフトリアキソン、30. アミカシン、31. ポサコナゾール、32. インフルエンザワクチン、33. 細菌性肺炎ワクチン (プレベナー 13 及びニューモバックス 23)、34. 医療ガス

2. 医療機器

1. 人工呼吸器、2. 集中治療用モニタリング機器、3. 体外診断用医薬品 (COVID-19 検査薬)、4. 手術用マスク / OP マスク、5. 手術用手袋 / 検査用手袋、6. 医療用酸素、7. 輸液⁽¹⁰⁰⁾

3. 個人用防護用品及びその他の器材

1. 衛生マスク、2. 保護マスク、3. 使い捨て手袋、4. エプロン、5. 保護上着、6. 保護ゴーグル、7. 手の消毒薬、8. 床消毒薬、9. 集中治療用衛生用品 (例. 吸収パッド、おむつ、便器、口腔衛生用品)

別表第 5 (第 4 l 条関係)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 治療のための有効成分一覧

1. ヒドロキシクロロキン、2. ロピナビル/リトナビル、3. レムデシビル、4. トシリズマブ (点滴静注用)

別表第 6 (第 10b 条第 3 項関係)

高リスクの者のカテゴリー [抄訳]

1. 高血圧、2. 心血管疾患 (2.1 一般的基準、2.2 その他の基準 (2.2.1 冠状動脈性心疾患、2.2.2 心臓弁の疾患、2.2.3 心不全、2.2.4 不整脈、2.2.5 先天性心疾患のある成人))、3. 慢性呼吸器疾患、4. 糖尿病、5. 免疫系を弱める疾病及び治療、6. がん

(ひぐち おさむ)

⁽¹⁰⁰⁾ 生理食塩水等。